

令和7年第3回

おいらせ町議会定例会

決算特別委員会

会議録第1号

おいらせ町議会 令和7年決算特別委員会記録

おいらせ町議会 令和7年決算特別委員会記録第1号				
招集年月日	令和7年9月10日(水)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開会	令和7年9月10日 午前10時00分 委員長宣告			
延会	令和7年9月10日 午後 2時50分 委員長宣告			
出席委員	氏名		氏名	
	小向幸祐		大浦陽子	
	小笠原伸也		沢尾宏之	
	柏崎勉		佐々木勝	
	澤上訓		木村忠一	
			日野口和子	
	平野敏彦		檜山忠	
	川口弘治		西館芳信	
	吉村敏文		松林義光	
欠席委員				
会議事件説明のため出席した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	成田隆	副町長	小向仁生
	総務課長	成田光寿	政策推進課長	田中貴重
	財政管財課長	田中淳也	まちづくり防災課長	久保田優治
	税務課長	堤雅之	町民課長	佐藤啓二
	健康保険課長	鈴木政康	子育て支援課長	小向正樹
	介護福祉課長	松山公士	農林水産課長	柏崎和紀
	商工観光課長	柏崎勝徳	地域整備課長	岡本啓一
	会計管理者	澤頭則光	病院事務長	栄嶋泰幸
	教育委員会教育長	松林義一	学務課長	福田輝雄
	社会教育・体育課長	三村俊介	選挙管理委員会委員長	田中直喜
	選挙管理委員会事務局長	成田光寿	農業委員会会長	松林勝智
	農業委員会事務局長	柏崎和紀	監査委員	柏崎堅一
	監査委員事務局長	小向正志		
職務のため出席した者の職氏名	事務局長	小向正志	事務局次長	中里浩

事務局主幹	原本愁子	
	1 認定第1号 令和6年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について 2 認定第2号 令和6年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 3 認定第3号 令和6年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について 4 認定第4号 令和6年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 5 認定第5号 令和6年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 6 認定第6号 令和6年度おいらせ町病院事業会計決算認定について 7 認定第7号 令和6年度おいらせ町下水道事業会計決算認定について	
事件題目		
発言者		発言者の要旨
事務局長 (小向正志君)		修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 ご着席ください。
平野委員長		おはようございます。会議に入る前に、一言ご挨拶申し上げます。 先般、決算特別委員長の選任にご同意いただきました平野敏彦です。 ご案内のように、決算特別委員会は、町の1年間の決算状況を審査する大 変重要な委員会であります。議事進行につきましては、各委員の何分のご協

	<p>力をよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>ただいまの出席委員数は15人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただちに決算特別委員会を開会いたします。</p>
	(開会時刻 午前10時00分)
平野委員長	<p>質疑に入る前に、委員各位にお願いします。</p> <p>決算特別委員会の円滑な議事運営を図るため、質疑の趣旨は明確にすること。質疑の際は何ページの何款、何々の件についてと、議題に沿って質疑すること。対象の款の区分では、質疑は3回までとします。対象の款の区分の質疑の回数が3回に満たない場合であっても、他の議員が質疑を行った場合、再び質疑をすることはできません。関連質疑は必要最小限にとどめること。議題外の発言、または関連質疑が多岐にわたった場合は、発言を禁止します。</p> <p>なお、委員会の質疑の際は、議席番号は不要となります。質疑の際は、「はい、委員長、誰々」と名字を名乗り、ボタンを押してください。</p> <p>質疑の区分は、お配りしております参考資料の決算関係質疑予定区分表に従って受けます。</p> <p>以上のこととを確認していただき、決算特別委員会の円滑な運営にご協力くださいますよう、お願ひいたします。</p> <p>当委員会に付託されました案件を審査する前に、監査委員より、提出されております各会計歳入歳出決算審査意見書について、質疑を行います。</p> <p>質疑、ありませんか。</p> <p>西館委員。</p>
西館芳信委員	これは監査委員でなくてもいいんですよね、ここに関して。
平野委員長	監査委員の意見書に関する部分でお願いします。
西館芳信委員	じゃあ、後にします。
平野委員長	ありませんか。
(委員席)	**「なしの声」**

平野委員長	<p>なしと認めます。これで、監査委員から提出されております各会計歳入歳出決算審査意見書についての質疑を終わります。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>認定第1号令和6年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>会計管理者。</p>
会計管理者 (澤頭則光君)	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、認定第1号について、ご説明いたします。別冊の令和6年度おいらせ町決算報告書・主要施策の成果をご用意ください。</p> <p>それでは、主要部分のみ説明いたしますので、初めに、主要施策の成果6ページをご覧ください。</p> <p>決算規模についてご説明いたします。第1表、決算規模及び収支の推移の表をご覧ください。</p> <p>表の右端に記載の令和6年度決算額ですが、歳入合計は134億244万9,000円で、前年度比9.3%の増。また、歳出は130億2,802万4,000円で、前年度比9.1%の増となっております。</p> <p>歳入歳出差引額は3億7,442万5,000円となり、このうち、翌年度へ繰り越すべき財源9,376万4,000円を差し引いた実質収支額は2億8,066万1,000円となっております。</p> <p>なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定及びおいらせ町財政調整基金条例第2条第2号の規定に基づき、決算剰余金の2分の1以上である2億円を財政調整基金に積み立てするものです。</p> <p>続きまして、11ページをご覧ください。</p> <p>歳入の主な項目についてご説明いたします。</p> <p>1款町税です。科目別収入状況の表をご覧ください。</p> <p>1款町税の収入済額の合計は、27億1,999万4,000円で、前年度比2%の減となっております。</p> <p>主なものは、町税が11億4,045万4,000円で、定額減税実施のため、前年度比5.6%の減。固定資産税が12億4,460万5,000円で、前年度比0.9%の増となっております。</p> <p>続きまして、13ページをご覧ください。</p> <p>11款地方交付税です。地方交付税の状況の表をご覧ください。</p> <p>収入済額の合計は39億4,990万8,000円で、前年度比4.7%</p>

の増となっております。

内訳としては、普通交付税は34億5,034万6,000円で、前年度比4.4%の増となり、特別交付税は4億9,475万8,000円で、前年度比7.7%の増。震災復興特別交付税は480万4,000円で、前年度比44.2%の減となっております。

続きまして、16ページから17ページをご覧ください。

15款国庫支出金です。国庫支出金の内訳の表をご覧ください。

17ページ下段の収入済額の合計は25億8,853万4,000円で、前年度比25.9%の増となっております。

増額の主な要因は、子どものための教育・保育給付費交付金をはじめとした、扶助費増額に伴う国庫負担金分の増額や、物価高騰対策重点支援地方交付金、防衛施設周辺対策事業費補助金等の増などによるものです。

続きまして、18ページ、19ページをご覧ください。

16款県支出金です。県支出金の内訳の表をご覧ください。

19ページにあります収入済額の合計は13億1,902万6,000円で、前年度比15%の減となっております。

減額の主な要因は、民生費補助金では地域密着型サービス等提供施設整備費補助金、農林水産業費補助金では、畠地化促進事業補助金の減によるものです。

続きまして、23ページ、24ページをご覧ください。

22款町債です。町債の内訳の表をご覧ください。

借入額の合計は8億8,373万円で、前年度比123.4%の増となっております。

増額の主な要因は、消防ポンプ自動車購入事業債、木ノ下中学校講堂改築事業債、いちょう公園体育館改修事業債などの増によるものです。

続きまして、25ページをご覧ください。

歳出の主な項目についてご説明いたします。

第7表目的別歳出決算額の状況をご覧ください。

構成比で大きいものは、3款民生費の45億5,233万3,000円で、構成比は34.9%となり、以下、10款教育費20億989万2,000円で15.4%、2款総務費18億3,929万6,000円で14.1%、8款土木費17億240万円で13.1%、12款公債費9億4,027万6,000円で7.2%となっております。

前年度と比較しますと、民生費が子どものための教育・保育給付費をはじめ、扶助費の増により1.5%の増。土木費が住吉町線整備事業、立木等補

償費等の増により 22.7% の増。消防費が消防ポンプ自動車の購入費等の増により 40% の増。教育費が木ノ下中学校講堂改築工事費等の増により 58.2% 増となる一方、農林水産業費が畠地化促進事業補助金の減により 31.1% 減となっております。

以上で説明を終わります。

平野委員長

説明が終わりました。

配付しております参考資料の決算関係質疑予定区分により、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出決算書及び主要施策の成果により行います。

歳入歳出決算のうち、歳入についての質疑を行います。

第 1 款町税から第 12 款交通安全対策特別交付金までについての質疑を行います。決算書の 18 ページから 25 ページまで、主要施策の成果は 11 ページから 13 ページまでとなります。

質疑、ありませんか。

佐々木委員。

佐々木勝委員

佐々木です。

一般会計決算書の 18 ページですけれど、1 款 4 項、町たばこ税について、今年が 2 億 3,600 万円と、町税からというか、町全体の予算からも歳入からも 1.8%、多少は少ないですが、ちょっとでも伸びております。

この間、ほかの市でも、町税というか、たばこ税が減っているという話も新聞に出ていました。それによって一般財源の確保、それを今後どうしていくかというような話が議題にも上がったような話が新聞に出ていましたけども、喫煙が禁止されない限り、今後も引き続き安定した収入が見込まれる財源の 1 つではないかなと思われます。

国では、総務省、税務局長の名で、地方たばこ税の安定的な確保と、望まない受動喫煙対策の推進のために、分煙化施設の整備促進を進めています。

地方団体においては、貴重な一般財源をどうやって守っていくかということを、たばこ税に関してもそうなんですが、一応考えてほしいということを国でも推奨しています。健康促進法第 25 条においても、国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を推進するよう努めなければならぬとありますが、その辺はどうお考えでしょうか。

平野委員長	税務課長
税務課長 (堤雅之君)	<p>それでは、佐々木委員のご質問にお答えします。</p> <p>たばこ税が少しであるけど伸びているというお話がありました。たばこ税をここ5年ほど見ますと、減った年はなくて、毎年増えております。5年度から6年度の伸びは大分低かったんですけども、5年前に比べると4,000万円ほど、やはり増えていますので、安定財源という意味では、たばこ税は有効なものと税務課では考えているところです。</p> <p>分煙化については、税務課の税収の部分のお話とまた別かなと思いますので、税務課としてはここまでのお答えとさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	健康保険課長。
健康保険課長 (鈴木政康君)	<p>議員のご質問の趣旨とはちょっと異なる答弁になるかもしれません、ご理解ください。</p> <p>まず、受動喫煙の関係については、県で令和5年に受動喫煙の防止条例というのを制定しておりますし、また、当町におきましては、昨年策定しました「健康おいらせ21」の中でも、禁煙あるいは受動喫煙の対策などを講じております。</p> <p>したがって、ちょっと質問の趣旨とは異なるかもしれません、健康増進の観点から言えば、受動喫煙のそういった周知だと、あとは喫煙が及ぼす健康被害、がんの要因にもなり得るというような情報を住民の皆様には提供していくという立場でございます。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	佐々木委員。
佐々木勝委員	<p>ちょっと私の質問内容は若干違ったんですが、によって、今後、今の庁舎、あと、新庁舎に関して、これを踏まえた、たばこ税を減らさないための喫煙場所を設けるとか、そういった考えがないのかと、国でも去年の6月に分煙施設整備に係る特別交付税措置の拡充というのを出しているんですね。これに伴って、町とすれば今後、そういった分煙化する施設を外につくる気はないのかどうか。国でも推奨していますよ。分煙化に関してちゃんと措置をとれば、健康促進法もさることながら、それを分煙してやればいいということ</p>

	<p>になっているのですが、先日も私、ちょっと話をしましたけど、全く町ではそういったことが考えられないという話、私は受けたんですが、ただ、現実にしてたばこ税、今後2億円ですよ。町の財源として必要なわけですよ。減っていったらどうするのか。それをひとつ考えれば、必要ではないかなと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
平野委員長	総務課長。
総務課長 (成田光寿君)	<p>お答えいたします。</p> <p>先般の議員全員協議会のときもお話しいたしました。庁舎につきましては、不特定多数の多くのお客様が来庁する施設であります。確かに委員のおっしゃることも分かりますが、あとは、総務省からの通知も、こちらでは確認をしております。</p> <p>先ほども申しましたとおり、庁舎そのものは多くのお客様が来庁するところでありますので、健康の面も十分配慮する必要があろうかと思っております。お客様がいないところで、人がいないところでたばこを吸う分には、特にこちらは関与しませんが、庁舎の敷地内はあくまでもこれまでどおり禁煙ということで考えてございます。これからもそういう考えでいくつもりでございます。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	<p>課長、佐々木委員の、国の施策に町がどう合致するかということに答えていませんよ。</p> <p>当町での喫煙について、一定の方向を示しているという佐々木議員の質問でしょう。町で、その国の施策にどう対応しますかということについては答弁されませんから、ここをちゃんと答弁しなさい。</p> <p>副町長。</p>
副町長 (小向仁生君)	<p>私から、この件についての答弁をしたいと思います。</p> <p>健康増進法の一部改正の法律を見ると、ただし書では、「特定屋外喫煙場所を設けることができる」とされております。</p> <p>ただ、その条件を見ると何点かあって、特に注意すべきところは、建物の出入り口は駄目ですよ。設ける場合は建物の裏で、二十歳未満の者が立ち寄れない場所が望ましいですよということで、それらを考えていくと、敷地内の一一番奥の隅っこに設置するのは、やぶさかでないのかなという気がしてお</p>

ります。

ただし、役場に訪れる町民、用を足していくのにわざわざそちらまで行ってたばこを吸って、また戻ってきて用を足してということに時間を30分以上費やすのかということを考えると、公共施設敷地内に設置するのはちょっと無理があるのかなという気がしております。

以上です。

平野委員長

佐々木委員。

佐々木勝委員

気持ちは分かりますが、それによって、たばこの吸い殻をそのまま破棄して、足で踏み潰して庁舎に入る人も多々私は見ています。掃除の方が一応ほうきとごみ箱を持って歩いているのを見ています。そういうのを、来庁した方がたばこの吸い殻を見たらどう思うかなと思うんですよ。

国でも500万円までは交付税措置しますよとうたっています。金がかかるわけではないんですよ。離れてもいいと思うんですよ、たばこ吸う人は。当然、受動喫煙を考えれば、離れなければいけないですから。ただ、環境の面とかいろいろ考えれば、やっぱりその辺も気を使うべきではないのかなと、来庁してくれる町民の方に。

あと、やっぱり来庁する方も、「町もたばこ吸えるところがあるんだ。じゃあ、安心したな」という考えを持つんではないかなと。立派なものでなくていいんですよ。町の財源を使ってつくれということではないんですよ。実際にここに出ていますからね、国で500万円までは措置しますよと。何でそういうのを使わないんですか。役場の端っこでもいいではないですか。あればいいですから。健康増進法を考えれば、そう国でもうたっていますよね。分煙化されればいいということです。

私から言わせれば、かたくなに「要りません、要りません」ということだけで、町民のための、たばこを吸うための、町の財源であるたばこ税を納めている人のためのことを全然考えていないと。

さっき冒頭にも言いましたけれども、ほかの市では、たばこ税が減っているからどうしますかという話も出ているんですよ。だから逆に言えば、これから分煙を、はっきりしたところで吸えますよと言ったほうが、健康のためといえばそれまでですが、ただ、現に喫煙者はいるわけですから、その辺は推し進めてほしいなと私は思うのですが、500万円って、町の財源ではないですよ。国からの措置がありますから。どうですか。

平野委員長	副町長。
副町長 (小向仁生君)	<p>確かに、喫煙をしている方にとっては、例えば1分でも5分でも吸う時間があればということで、その場所の提供を求めるというのは分かります。私も以前はたばこを吸っていました。健康を害してからは、たばこをやめているということで、受動喫煙だけではなくて、本人そのものも健康被害というのは、今はあらわれないとても、後々あらわれてくる。必ずや体はむしばまれていくんだろうなという気がしておりますんで、健康面からいっても、やっぱりたばこは吸うべきではないのかなという気がしております。</p> <p>そして、庁舎、公共施設敷地内的一角にという話、またされましたけれども、その公共施設、庁舎だけではなくて、公民館、それから体育館、さらには病院ということで、いろんな公共施設がありますんで、ひとたび庁舎を認めてしまうと、全てのものに波及していくのかなという気がしています。庁舎だけは認めて、あとは認めないのかという議論になっていくと思うので、それはやっぱり違うんだろうなという気がしております。</p> <p>そういう意味からも、健康の面、それから受動喫煙の、吸わない方の健康の面を考えると、やっぱり公共施設内はやめるべきだと考えておるところです。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	川口委員。
川口弘治委員	<p>川口です。</p> <p>今、副町長のお話を聞いて、私も喫煙者でございますが、受動喫煙、健康増進というものが全面的について、たばこが害であるというのは、たしか30年以上前から、こういう話が出るようになったのかなと思っていましたけど、たばこは害ですよと、いろんなキャンペーンが張られて、確かに、皆さん記憶にあると思うんですが、真っ黒い肺が、「たばこを吸うとこうなりますよ」というので、健康増進のために、青森県は特にがんが多いからと言っていて、そういう感じでキャンペーンを張られた経緯があると思います。</p> <p>今、全敷地内で喫煙者はたばこを吸えないと。そのところですまず1つ聞きたいのは、青森県の県条例で、確かに建物内、敷地内、そういうホテルとかの建物内でも喫煙はできませんという条例が何年か前に出たとは記憶しておりますが、それにのっとって、おいらせ町も敷地内または公共的なところで喫煙は駄目ですよということになっているのか。その県条例にのっとつ</p>

	<p>て、喫煙者に対して、そういう宣言をすることが果たして、可能だからと思ってやっているのでしょうか、それはたばこを吸う権利、吸う方に対していかがなものかなと。それは、先ほど冒頭に言いました、たばこが害で健康増進のという、そういう風潮と言うんですかね。そういう流れで害ですよという、だから、たばこを吸う場所はない。こういうのをずっとやられてきたんですが、それはいかがなものかなと思いますが、条例が根拠になっているものか、そのところをまず1つ。</p>
平野委員長	総務課長。
総務課長 (成田光寿君)	<p>お答えします。</p> <p>詳しい資料は、今、手元にありませんので、答弁もきちんと確定的ではない部分もございますが、おいらせ町の取扱いとしては、県条例とはまた別のものと認識してございます。</p> <p>健康増進法の改正に伴いまして、受動喫煙の防止等々ちゃんと対策を講じなさいということがうたわれまして、それに沿って、その当時に、庁舎内における受動喫煙対策、要はたばこの吸い方をどうするのかというのをきちんと取扱いを決めまして、それ以降、庁舎内、敷地内は禁煙ということで決めた経緯がございます。</p> <p>以上です。</p>
川口弘治委員	<p>総務課長、いろんな禁止をしますとか、制限を与えているんであれば、やっぱりそれなりに納得いく説明をしていただかないと。過去の経緯とかそういうものも、ある程度調べて答えていただかないとですね。これは雰囲気的にそういう風潮だからやめましょうと、そういう流れと思っている人もいっぱいいますよと。今はもう科学的にも、お医者さんに聞いても、根拠はありませんよとはつきり言われます。</p> <p>だから、そういう現実が30年来、40年来やって、効果があるとかどうのこうのと、そういうのというのは検証されないんですよ、皆さんの中では。喫煙者にとって非常に肩身の狭い思いで、たばこ税の入ってくるお金は欲しいけど、入ってくるけど、喫煙者に対してそういう対応。そのところを、今、佐々木委員が言ったような、何とか対応していただけませんかと言っている説明の根拠がちょっと納得いかないですね。もうちょっと調べて、皆さんの知識の中で、それが正しいと思っている世界ではもうないところもいっぱいあるということで、疑問を持っていただきたいですね、できれば。</p>

	健康的なもの、課長に聞きますけど、がんの発生率が非常に青森県は多いです。死亡原因の中でもがんという。その中で肺がん、男性と女性、たばこを吸っている方と吸わない方、これの肺がんの発生率、そういうものがどういう。成人の喫煙者は、大分少なくなりました。でも、肺がんになる方は増えています。この因果関係というか、どう認識しているか。
平野委員長	副町長。
副町長 (小向仁生君)	私が知っている限りでは、副流煙、確かに女性の肺がん率が非常に伸びていると。ですけれども、その裏にあるのは、副流煙ががんの発生率を上げているんだということで記憶しております。 以上です。
平野委員長	暫時休憩いたします。
	(休憩 午前10時34分)
平野委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。
	(再開 午前10時35分)
平野委員長	川口委員。
川口弘治委員	大変申し訳ありません。混乱をさせたような状況で、決してそういう意図はございません。課長の皆さんにも、そう捉えられたら謝罪いたします。 だけれど、私は佐々木委員の発言と現状を見て、あと、副町長がおっしゃる、こういう理由でという内容をやっぱりもっと勉強していただきたい。正直言って、根拠が何なのかということを納得いく町民に対しての説明で、一方的に流されたような、そういう風潮で、少數の喫煙者に対してとか、吸わない人に対してもその配慮、そういうものの根拠をやっぱりもっと調べて、それに答えていただきたいし、また、そういう意図を説明していただきたいということでございますので、委員長、大変ありがとうございました。
平野委員長	総務課長。

総務課長 (成田光寿君)	<p>今、根拠の話が出ました。調べますと、平成30年に健康増進法が改正されまして、望まない受動喫煙の防止を図りましょうということがうたわれました。その中において、行政機関等を含めた多くのお客様が来庁するところは、庁舎内は禁煙にすることはもちろんのこと、敷地内についてもそれなりの対策を講じなさいということがうたわれております。</p> <p>それを踏まえまして、町として、要は庁舎管理する部分、庁舎管理をするのが総務課になりますが、総務課において、そういう取扱いを決めて、今日に至っているものであります。</p> <p>根拠は県条例ではなくて、健康増進法に基づいて取扱いを定めたものでございます。</p>
川口弘治委員	<p>だから、ちゃんとそれを説明した国会議員から話を聞いているんですよ、こちらは。ちゃんと設備を整えたら、国から補助を出しますよと、分煙しないという、そういう法律を、受動喫煙防止法を決めた国会議員の話を聞いて、そういう話をしているのです、こちらは。できるんです、やるか、やらないかの問題。</p>
総務課長 (成田光寿君)	<p>追加でお答えいたします。</p> <p>ただいま、川口委員がおっしゃった、総務省で補助、設備投資の……。</p>
川口弘治委員	<p>委員長。</p> <p>これは質問だけだから、答えなくていい。</p>
総務課長 (成田光寿君)	<p>承知いたしました。</p>
平野委員長 (委員席)	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">＊＊「なしの声」＊＊</p>
平野委員長	<p>なしと認め、第1款から第12款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第13款分担金及び負担金から第16款県支出金までについての質疑を行います。決算書の24ページから37ページまで、主要施策の成果は14ページから19ページまでとなります。</p> <p>質疑、ありませんか。</p> <p>吉村委員。</p>

吉村敏文委員	<p>吉村です。</p> <p>決算書の27ページの教育費、使用料のところの公民館使用料ですね。これ、私の認識がちょっと違っていればあれなんですが、昨年から公共施設の使用料有料化ということの中で、これが出てきていると思うんですが、施設の対象がどこまでなのか、はっきり分からぬですが、ただ、概算で大体200万円ぐらいの増ではないかなという答弁をもらっていると思うんですが、これで見ると117万円かな、となっているんですが、これ、昨年の公共施設使用料を徴収しているわけですが、そこまでの金額もまだいってないのではないかということと、あと、使用人数、使用率、どのようになっているか、それを教えていただきたいと思います。</p>
平野委員長 社会教育・体育課長 (三村俊介君)	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>それでは、まず最初に使用料ですか。そちらですけれども、主要施策の成果の15ページの、そちらに社会教育使用料の増減が記載されております。</p> <p>それによりますと、令和5年度が66万8,000円、令和6年度が117万円ということで、大体2倍程度に増えております。</p> <p>200万円とおっしゃったのは、一番最初、見直しのときに、大体全体で200万円程度増額になるということで、それにはこの公民館以外にも、例えば、体育施設であります交流センターとか、いちょう公園体育館とか、テニスコートとか、様々入れた上で200万円ということですので、公民館分については大体60万円程度増えているということで、要因としては、やはり使用料を的確に、減免基準等定めて、今までと言いますか、見直し前までは減免の対象をかなり幅広く設けていて、見直すことによって対象を絞ったこととか、あと、減免のリストを定めたりとか、そういったことで、一応全体から適正に徴収されているということが要因として挙げられると思っております。</p> <p>続きまして、使用人数ということなんですけれども、こちらも主要施策の成果に載っております。そちらにもありますけれども。</p>
平野委員長 社会教育・体育課長	<p>何ページですか。</p> <p>124ページの下に記載しております。これは令和6年度分の使用人数と</p>

<p>(三村俊介君)</p>	<p>ということで記載しておりますけれども、全体でいきますと、各公民館ごとの人数になりますが、中央公民館でいくと大体8, 025人という、人数のところですね。昨年度8, 653人ということで減っていると。北公民館でいくと2万635人、昨年度が1万9, 765人ということで増えていると。東公民館も1万2, 000人からということですけども、昨年度は1万4, 000人ということで、減っているというような状況もあります。</p> <p>この減っている要因につきましては、いろいろ公共施設、活用されているんですけども、選挙があったりすれば当然公民館は増えますし、それ以外にも様々要因はあると思いますが、全体でいくと若干減少しているということが言えるのではないかと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>吉村委員。</p>
<p>吉村敏文委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、報告を受けたのですが、多少下がっているなという思いでおります。これはたしか3年のデータを見た中で、また見直しをするという、施行に当たり、そういう説明を受けていたと思うんですが、少しほ減っているわけなんですが、私が危惧するのは、使用人数が減っていると。そして、どうしても私のところに、耳に入ってくるのは、北公民館でも交流館でも発表会があったりとか、いろいろイベントがあったときに、参加人数が減っているという形、参加する団体がちょっと減っているんだという、何とかこれ、練習もしたいし、発表するにはそれなりの使用をしなければならないんだけれども、やるにはやっぱりそれだけの金もかかるし、この辺は何とかならないのかなという要望もあるものですから、そういう形で今、聞いております。</p> <p>あと、もう1つ確認したいのは、みなくる館、今、指定管理者になっているわけなんですが、みなくる館の使用料そのものは減免になっているんでしょうか。それとも、公民館の使用料と同じような形の対応になっているのかについてお伺いいたします。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>社会教育・体育課長。</p>
<p>社会教育・体育課長</p>	<p>それではお答えします。</p>
<p>(三村俊介君)</p>	<p>みなくる館の使用料につきましては、こちらは指定管理ということで、見直しの対象に入っておりませんでした。ですので、従前どおり、減免とか使</p>

	<p>用料とかは変わっていない形になっておりまして、社会教育団体等は全額減免という形に今、なっております。</p> <p>その理由ですけれども、指定管理の更新の際にも、指定管理料を算出するに当たっては、指定管理料というのは使用料と合わせて収入となるわけですけれども、それで支出ということで、5年間指定管理料を定めた形で、支出負担行為という形で決定して進めていきます。その過程の中で、使用料の見直しがあったわけですけれども、例えば使用料を見直しすれば、当然みなくる館の使用料、指定管理のときに定めた使用料も増減します。それによって指定管理料も変わることもありますので、その見直しの対象には入れないで、5年間は当然指定管理が続くわけですから、みなくる館については、次の3年後の見直しのときに見直しをしようということになりましたので、見直しはされていないということになります。</p> <p>以上です。</p>
吉村敏文委員	イベントに参加する、そのものはどうなっているのかという。
平野委員長	社会教育・体育課長。
社会教育・体育課長 (三村俊介君)	<p>それでは、前段のイベントに参加する方の人数ということで、今、議員からはいろんな公民館でのイベントに参加する団体とかが減っているという現状があるというお話がありました。</p> <p>当課でも、例えば、北公民館で北公民館文化祭というのを、当課ではないんですけども、ほかの団体が主催してやっておりますが、そちらの話を聞きますと、やはり団体が減っているという話が出ております。</p> <p>やはり、コロナを経て、活動が少なくなったというのもありますし、あとは団体の高齢化とか、様々な理由があると思いますけれども、その団体の事情でいろいろ団体も減っているということも、話として伺っております。</p> <p>以上になります。</p>
平野委員長	吉村委員。
吉村敏文委員	みなくる館は5年間の契約なわけですけれども、3年間経過したときに、また見直しがかかることになるということなんですが、みなくる館とか、みなくるホールとか、そういう形で有料化するといったら、相当高くなるんではないですか。私はこれが心配なんですよ。やはり、公共施設は使ってなん

	<p>ほかなど、使用して幾らかなと、町民がいろんな形で使用していきやすいような形、使用していけるような、いきやすいような制度にするべきではないかなという思いで今、質問をしているわけなのですが、これがどうなのかな、どのぐらいになるのかなと。多分、担当課は大体のもくろみがあるのではないかなと思うので、その辺のところをお願いします。</p> <p>それと、参加団体が減っていると。これはコロナ禍もあってとかと言いますがけれども、確かにコロナ禍もある。だけど、公共施設が有料化になる前、コロナが明けてからでも結構復活したんですよ。やっぱり公共施設が有料化になってから減っている。これ、間違いないと思いますよ。コロナ禍に話を振るんではなくて、高齢化に話を振るんではなくて、いろんな形で町民に、より多くの方に使っていただきたいというのが公共施設だと私は思います。</p> <p>だから、その辺のことを踏まえて、今後どうしていくのかを検討していただきたいと思いますので、その辺のところはどうでしょうか。</p>
平野委員長	教育長。
教育長 (松林義一君)	<p>委員長直々の指名がありましたので、お答えさせてもらっていいですか。</p> <p>委員のお話は大分理解できます。確かに公共施設は使ってなんばと、これはそのとおりだと思っております。</p> <p>ただ、毎年の維持管理、あるいはそういうのを考えると、多少利用者からも負担していただければということで、この見直しを今、図ってもらったということで、これは委員会ではなくて、町全体でそういう動きをしてきたと思っております。</p> <p>それから、利用人数の減少については、いろんな要因があろうかなと思っていた。委員の指摘のとおり、利用料の関係で、もしそういうことであれば、きちんと私たちもこれを見て、いろいろ対策をとっていかなければならぬことはそのとおりだと思っておりますが、ただ、スポーツ協会はさほどではないですが、文化協会の加盟団体が減っていることはたしかであります。これは、いわゆる跡を継ぐ方が、若い方がなかなか入ってこないというのが加盟団体のお話ですので、コロナもそうですけれども、加盟団体が減っているから、活動の回数が減っていることも事実としてありますので、私たちとしては、その加盟団体が何とか維持できるように、若い人もそういう文化活動に目を向けていくような方策も考えていかなければならないのかなとは思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>あと、課長から補足があれば補ってもらいます。</p>

平野委員長	社会教育・体育課長。
社会教育・体育課長 (三村俊介君)	<p>それでは、みなくる館のところで若干補足したいと思いますが、例えば、みなくる館のホールとか、会議室という様々な部屋がありますけども、基本的に、例えば、社会教育施設のホールとかであれば、北公民館とか東公民館とかのホールというのがありますので、そちらの料金が基礎になるわけですが、あとは例えば、少し広い施設で町民交流センターの小ホールとかもあります。その辺の金額を踏まえながら、さらに、3年間の維持管理費ですね。どの程度かかったかというのも含めて算定していくことになります。</p> <p>みなくる館のホールについては、今、現状でいくと、やはりさつき話をしたような、他の施設のホールというのを参考にしていくので、高くなるという話がありましたけれども、その辺はあまり、ほかからいくと大体下がっていますので、私はそんなに上がっていかないんではないかなと思っていますけれども、ただ、それは算定してみないと分からぬ部分もありますので、指定管理で全て維持管理費等も把握しているので、そちらを、的確に情報をもらいながら、算定していくことになるかと思います。</p> <p>以上になります。</p>
平野委員長	ほかに質疑、ありませんか。
檜山委員	檜山です。
檜山忠委員	<p>一般会計ですけれども、27ページの阿光坊古墳館のことについての収入的なことを聞きたいと思います。今これを見ると、入館料が8万8,000円、そしてあと、使用料が8,000円と。この金額、これはもうずっと何年も前から続いていることなんでしょうか。そこら辺をちょっと教えていただきたいのと、もし、そういう状況にあってるのであれば、どういう対策をとっているのかというのを教えていただければと思います。</p>
平野委員長	社会教育・体育課長。
社会教育・体育課長 (三村俊介君)	<p>それではお答えします。27ページの阿光坊古墳館の関係のことになります。</p> <p>阿光坊古墳館、昨年度ですけれども、新庁舎の発掘調査があるということ</p>

もありまして、実は、休館日を変更しております。日・月・祝という休館日を今、設けております。以前は月曜日のみが休館日だったんですけども、日・月・祝ということで、休館日を増やしたこと、開館日数が58日減になっております。ということもありまして、人数が減少になったのかなと思っております。

やはり昨年度、発掘調査があったということで、作業員が5月から11月まで、通年を通して現場に行かなければならぬという事情があります。発掘をする調査員は阿光坊には2人しかいないということで、例年であれば1人でよかったですけども、1人体制だったんですけど、2人体制にすることもあって、そちらに人を割いて、マンパワーを傾けて、その辺で、対応としてどのようにするかという話もあったんですけども、やっぱり開館日を減らすというのが、そうしなければならないということになりました減らしたというので、古墳館の入館者が減ったというのが1つの要因となっているかと思っております。

それに対しての対応ということですけれども、例えば、体験学習ですか、歴史講座というのをやっておりますが、そういったものについては通年を通して行っておりまして、少しでも集客が図られるように、古墳館の職員で努めております。

また、「阿光坊古墳群を学ぼう講座」とか、そういったものも行って、通年を通して、少しでも阿光坊古墳館に来てもらえるような、古墳群を知つてもらえるような取組をしておりますし、今後もそういう形で進めていきたいと思っております。

以上です。

平野委員長

檜山委員。

檜山忠委員

檜山です。

それじゃあ、5年度のときの収入はどうだったんですか。それも聞いておきたいんですけども。後で、主要施策の関係でも質問をさせてもらいますが、こんな収入であったら維持していくのかなというような気がしないでもないんですよね。2、3年分のそれが分かったら教えてもらえますか、収入がどういう状態であったのか。

平野委員長

社会教育・体育課長。

社会教育・体育課長 (三村俊介君)	<p>それではお知らせします。</p> <p>こちらの主要施策の成果の15ページになりますけれども、過去の入館料ということで、古墳館、令和5年度14万3,000円、令和6年度が8万8,000円ということで、2年分になりますが、5万5,000円減っているということです。</p> <p>逆に使用料は、令和6年度が9,000円、5年度が8,000円ということで、1,000円増えているということですけれども、入館料が5万5,000円減っているという状況です。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	檜山委員。
檜山忠委員	<p>分かりましたけれども、それにしても低い金額ですよね。あの建物とあの施設、それから展示物等のそれらを維持していくためには、もっともっと収入を上げていかなければならぬんではないのかなと思うし、重要文化財ということのそれでやっていますから、お金をそっちにどんどんつぎ込んでいいともいいんだということであれば、それはそれで別だらうと思いますけれども、もう1回主要施策で、施設でちょっと聞きたいと思いますから、いいです。</p>
平野委員長	<p>ほかに質疑、ありませんか。</p> <p>沢尾委員。</p>
沢尾宏之委員	<p>沢尾です。</p> <p>同じ27ページですけれども、町民プール使用料について伺いたいと思います。</p> <p>今年度、町民プールの使用期間が制限されて、例年より短かったと思うんですけれども、その分利用者が減ったというふうに認識するんですが、利用者に関して、これがなければ年々増加している傾向にあると捉えます。まして今回、町民プールの使用期間は8月31日で終了ということであれば、約2か月ぐらいの使用ということでおろしいでしょうか。</p> <p>今回聞きたかったのが、夏の期間、町内の小中学校のプール事業で一般の方がかなり制限されたと聞いております。もし、プールの温度関係があるのであれば、泳げる人は20度あれば泳げるということで、9月いっぱいまで延ばしてもよろしいかと思うんですけれども、そうすることによって入館も</p>

	増えるし、町民の健康管理にもつながると思うのですが、その点はいかがでしょうか。
平野委員長	教育長。
教育長 (松林義一君)	<p>まず最初に私からお話しして、課長からまた補足してもらいますが、まず確認しておきたいことは、町民プールは学校のプールの代わりに建てたと聞いております。5つの学校があるんですが、木ノ下小学校以外プールが老朽化して、そこに1校ずつ建てるのが、非常に経費がかかり過ぎるので、学校プールの代わりとして建てたと聞いて、私、教育長になりました。</p> <p>ですから、まずは学校の子どもたちの水泳教室を優先させてきたのも事実であります。その上で、課長からの説明を聞いていただければと思います。</p>
平野委員長	社会教育・体育課長。
社会教育・体育課長 (三村俊介君)	<p>それではお答えします。</p> <p>まず、プールの開館の期間ですけれども、今現在は6月15日から9月15日ということで、これは令和5年度からこのような形になっております。以前は6月1日から9月30日ということで、令和5年度から1か月ほど短くなっているということで、これは、その当時は6月1日から運営しても、やはり開館、規定の温度に達しないと。水温とか気温が泳げる温度に達しないということで、期間を6月1日から6月15日に延ばしたりですか、あるいは9月も、その当時は9月末になると、やはり閉館する。そういう時間が多いうことで、期間を9月15日まで短くしたということがあります。そういう形で、今現在は3か月で運営しております。</p> <p>それに伴って、人数の話もありましたので、今年の人数ですけれども、9月1日現在の利用者、5,576人ということで、これは昨年度の人数をもう既に上回っている状況になっております。今年度は猛暑というのもありましたし、そういうこともあって、やはり人数も増えたのかなと思っております。</p> <p>あと、町民プール、先ほど教育長もおっしゃいましたけど、やっぱり学校にプールがないということで、今現状、学校プールとして利用されているということで、その時間は貸切になるので、ほかの利用者は利用できないというのは、確かにおっしゃるとおりあります。</p> <p>ただ、学校でも利用する回数もある程度決めて、あまり数を多くしたりと</p>

か、1つの学校に集中したりしないように分散させて、やっぱり各学年がまんべんなく泳げるように、例えば年に2回ぐらいとか、そのぐらいだと思うんですけども、そういう形でやっておりますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

期間の延長というお話がありましたけれども、当然プールを管理するということで委託料が発生しております。年間で900万円とか、1,000万円ぐらいとか、そういうのがあって、さらに使用料があるというわけなんですけれども、当然、期間を長くすれば委託料も増えますし、いろいろ出てくる部分はありますので、とりあえず、令和5年度に見直しをしたばかりですので、とりあえずは今の期間でいきたいなと思っておりますけども、ただ、やっぱり例年猛暑とかいろいろ続いて、9月でも暑い日が続いていますので、その辺を考えて、もし今後、プールを運営するのに当たってのいろんな情報交換の場があれば、そういった場でも取り上げて、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

平野委員長

ほかに質疑、ありませんか。

(委員席)

＊＊「なしの声」＊＊

平野委員長

なしと認め、第13款から第16款までについての質疑を終わります。

11時20分まで暫時休憩します。

(休憩 午前11時05分)

平野委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開 午前11時20分)

平野委員長

次に、第17款財産収入から第22款町債までについての質疑を行います。決算書の36ページから47ページまで、主要施策の成果は19ページから24ページまでとなります。

質疑ありませんか。

檜山委員。

檜山忠委員

また、阿光坊古墳館のことで伺います。

	<p>39ページです。阿光坊古墳館運営事業指定寄附金というのがあって、149万2,000何がしかのそれが入っていますけども、これはどういう名目なんでしょうか。内容を教えていただけますか。</p>
平野委員長	<p>社会教育・体育課長。</p>
社会教育・体育課長 (三村俊介君)	<p>39ページの阿光坊古墳館運営事業指定寄附金についてご説明いたします。</p> <p>こちらにつきましては、阿光坊古墳群保存会が解散したことに伴って、阿光坊古墳の保存会が持っていた財産、要は預金ですね。そちらを町に寄附したということでの寄附金になります。</p> <p>こちらにつきましては、阿光坊古墳群の保存に活用してほしいということとして、古墳群保存会は阿光坊古墳群の草刈りとか、枝払いとか、様々な業務を担っていただいておりましたけれども、そちら、現在につきましてはシルバー人材センターに委託しております、そちらの古墳群の運営の費用に充てるような形になっております。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	<p>檜山委員。</p>
檜山忠委員	<p>檜山です。</p> <p>分かりました。また全国には奇特な方がいて、寄附をしてくれる方がいるのかなと思いましたけども、もっともっと発信していかなければならぬんではないかなと思うんですよね。協力隊の人たちもいるだろうし、そういう方々に、全国にどんどん発信して、三内丸山のそれらもある、今ブームに乗っている面もあるから、それに乗っかるような格好で、我が阿光坊古墳館にも来てもらえるようなそれをやっていただきたいものと思います。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	<p>社会教育・体育課長。</p>
社会教育・体育課長 (三村俊介君)	<p>阿光坊古墳群、そちらをもっとPRすることをしてほしいという内容だと思いますけれども、文化財保存事業ということで、阿光坊古墳群では様々業務を行っておりますが、阿光坊古墳群、古墳館につきましても、さつき休憩前にお話ししたようないろんな講座ですとか、体験とか、そういった</p>

ものも行っておりますし、また、それ以外にも、例えば学校の教育でいろんな学びのために使いたいということであればそれを受け入れて、視察にも対応したりですとか、いろいろやっておりますので、とりあえずは、限られた人数ですので、継続してそういったことを進めながら、古墳群の活用に努めていきたいと思っております。

また、古墳館では、それ以外にも郷土芸能ですか、文化財の発掘事業とか様々やっておりますので、そちらをやりながら、古墳館のPRも行うということになりますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

以上です。

平野委員長

ほかに質疑ありませんか。

沢尾委員。

沢尾宏之委員

お願ひします。

同じく39ページのふるさと応援寄附金について教えてください。この3,300万円は当町の目標額に近いのかというと、これは私もふるさと納税を伸ばして、何とか億という金を集めたいと考えておるんですけども、これを増やしていきたいなという町の計画はどうなっているのかと。

あと逆に、町民の町外に対する寄附金は、どのぐらい出ていったのかというのを掌握できているのかというのを教えてください。

平野委員長

商工観光課長。

商工観光課長

それでは、沢尾委員のご質問にお答えをいたします。

(柏崎勝徳君)

決算書の39ページ、ふるさと応援寄附金になります。3,335万7,000円という収入済額でございますけども、主要施策の成果の20ページにも記載がございますが、昨年度の決算額2,285万6,000円に対して、1,050万1,000円増額ということで、昨年度は1,000万円近くの増額を果たすことができました。

目標に近いのかというようなご質問でございましたが、ふるさと納税の寄附金額については、町としては幾らを目標にするということで進めているわけではございませんけれども、委員のおっしゃるとおり、伸ばしていきたいというのが、やはりこちら側の気持ちということでは共通しておりますし、増えることによってそれを活用できる財源として使えますので、今後も増やしていくけるように努めていきたいと思っております。

	<p>また、町民の方が町外に寄附した金額と言いますと、税務課でも把握していることかとは思いますが、私でも数字を把握している部分がありますので、その部分はご説明したいと思いますが、令和6年度に町民の方で、町外に寄附をされた金額でございますが、3, 639万9, 775円ということで数字は把握しております。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	税務課長。
税務課長 (堤雅之君)	<p>ただいま商工観光課長から、ふるさと納税で町外に出る部分のお話がありました。</p> <p>金額とすれば3, 600万円ほどで同じなんですねけれども、人数は1, 221人になっております。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	ほかに。
西館芳信委員	<p>西館です。</p> <p>主要成果の23ページですね。22款の町債、ありますて、その町債の内訳ということで、表の真ん中にいくか、いかないかのところに、住吉町線整備事業債ということで、あと、下段に繰越明許ということで、2段になっておりますけれど、この金額云々ではなくて、ここに係る住吉町線というのは、まず第一に、どの部分なんでしょうか。</p> <p>私がイメージするには、松林さんのところの幼稚園のあの通りを真っすぐ行って、三沢自動車のところを突き抜けて、ずっと三沢市のパチンコ屋さんのところに出る、あの線。</p> <p>それからもう1つは、その右側というか、東側というか、南側をもう1本それよりは細い線が通っていると。2本私はイメージできるんだけれど、その一方ですか、それとも2つですか、それとも全くほかのところですかということで、位置について、まず1つ教えてください。</p>
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長	お答えします。

(岡本啓一君)	<p>住吉町線とは、その場所についてどこかなということです。</p> <p>この住吉町、北部にマエダストアとかある通りで、若干そこより北にD C M下田店という、いわゆるホームセンターがあるんですけども、そこを東西に結ぶ線であります。東に行くと、三沢の市民病院に接続するというような町道になっております。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	西館委員。
西館芳信委員	<p>西館です。</p> <p>じゃあ、今私が話した2本とも全く違うということなんですね。</p> <p>なぜそういう質問をしたかといいますと、住吉町に住んでいる町民の方から、その三沢自動車を突き抜けて、ずっとパチンコ屋さんに出るあの通りですけれど、あそこにセンターラインを設けられないかということで、それは出口が、パチンコ屋さんから出ようとすると、左側から来る車が、ゆったり曲がらないで、ギュッと角度をつけないで、そのまま来るから、非常に危ないということで、それはセンターラインを設けると防げるのではないかという話を聞いて、地域整備課にさっそく話をしたら、「いやいや、西館さん、簡単にできないんですよ」と。やっぱり幅員が2.75メートル以上、つまり、両方合わせて5.5メートル以上ないと法令上はできないんですよと。実務上はそれより1メートル以上広いのが望ましいですと、教えてもらったんです。</p> <p>現場を見たら、確かに幅員は狭いし、そして奇妙なことに、舗装は継ぎ足し状態でされているし、また、幅員そのものが広いところもあれば狭いところもあると、ガクガクガクとなっていて、非常に変形しているなと思いました。</p> <p>それからまた、もう一方の、さっきしゃべった右側にある線は、全く舗装も何もされていないと。あの人口密度があって、それなりの利用者のあるところがこういう状態なのかということで、そっちも驚きましたし、2本の路線の状態が、これはたしか補正でも幾らか出てきたような気がしていましたけれど、あっちに対しての今、取りかかっている状況というのは、同じ住吉町内の中で、その2本に関して、もう少し何とかしたいなということで、地域整備課では思惑の中にはないのかどうか。</p> <p>今、私がしゃべったことをもう1回、センターラインを引くにはやっぱり、あそこ、幅員をちゃんと統一しなければならないかと思いますけれど、その</p>

	辺の見込みというか、見通しというか、そのことについてちょっと触れてくれば。お願いします。
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (岡本啓一君)	<p>お答えします。</p> <p>このセンターライン、いわゆる道路の幅員に対するこの車線の数について法令上の規制があるのは、以前、うちの課員が説明したとおり、存在してあります。</p> <p>ただ、今委員がおっしゃった現場の状況とか、あと、その相談したというような経緯については、私は存じ上げませんでしたので、後ほど帰って、調べて、また委員とやり取りしてみたいなと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長 (委員席)	<p>ほかにありませんか。</p> <p style="text-align: right;">＊＊「なしの声」＊＊</p>
平野委員長	<p>なしと認め、第17款から第22款までについての質疑を終わります。</p> <p>以上で、歳入についての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出についての質疑を行います。</p> <p>第1款議会費から第2款総務費までについての質疑を行います。決算書の48ページから75ページまで、主要施策の成果は29ページから59ページまでとなります。</p> <p>質疑、ありませんか。</p> <p>松林委員。</p>
松林義光委員	<p>1点だけ質問をさせてください。</p> <p>先般、全員協議会がありまして、その際に、町長及び町議会議員の選挙における投票所閉鎖時刻の繰上げについてという説明がありました。今、選挙費でお聞きしております。</p> <p>その説明の中に、この問題については、私は前々から一般質問をはじめ、この議場において投票所を6時まで繰り上げるべきだと何回も要望してまいりました。期日前投票所も増設すべきであると、このように訴えてきましたが、期日前投票所、北部公民館ですか、増設して、大体今50%になって</p>

いるようであります。そちらのその説明によりますと、町長選挙から行う、そして、5区、豊栄地区ですか、それは従来どおり6時ですと。そして、県会議員とか国の選挙は従来どおり7時から8時までと。町会議員、町長選挙は8時から7時という説明であります。5区は6時、町長選挙は7時、国の選挙、県の選挙は8時、時間がどれもまちまちであります。

これで私は、選挙民は迷惑であり、理解するのに時間がかかると、このように思っております。ですから、繰上げをやるとすれば、私は7時から6時までに決めて、これをやったほうがいいと思います。この期日前投票所、資料を見ますと、もう50%投票であります。6時から7時の時間には参議院では291名が投票であります。そして、7時から8時までは58名のデータが出ております。そして、選挙管理委員会では、投票立会人の身体的負担軽減、投票経費の節減、従事者の労務管理につながると、このように明記しております。労務負担の軽減になる、財政が削減される、いいことではありませんか。なぜそれをやらないんですか。7時から6時までにして、私、そんなに選挙民には、迷惑がかからないと、こう思っております。そして従事者、保健師も今、従事しているそうであります。別に保健師が従事しても悪いとは言いませんけれども、多分人手不足かもしれません。投票立会人も確保するのに困難を来すという話も伺っております。そういうことを考えた場合、やはり私は全選挙7時から6時までにすべきでありますと、このように考えますけれども、どのように思いますか。

平野委員長

確認します。

松林委員、決算書の70ページと、主要施策の成果の57ページ、これに関わる質問ということでいいですか。

松林義光委員

はい、そうです。

平野委員長

確認します。

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長

(成田光寿君)

松林委員からご質問ありましたので、回答いたします。

先般、8月20日の議員全員協議会の際に、投票所の閉鎖時刻の繰上げの件でご説明いたしました。それに関するご質問になろうかと思ってございます。

その際の資料にも説明していましたとおり、その直後の9月1日の選挙管

理委員会において、もう既に新聞発表になっておりますが、町長及び町議会議員の補欠選挙の投票日並びに投票所の閉鎖時刻の繰上げの件についても、選挙管理委員会で決定したところであります。

決定した内容は議員全員協議会でご説明したとおり、豊栄地区については従来どおり午後6時の閉鎖、それ以外は午後7時の閉鎖ということで取り決めさせたところでございます。

今、委員からいろいろご質問、ご提案、それから投票従事者、立会人等の労務管理のこともいろいろご心配いただいたところ、まず御礼申し上げます。

委員会の中ではいろいろ協議いたしましたが、やはり、議員全員協議会で説明した内容のとおり、午後7時として決めたところであります。

内容につきましても、資料に書いてあったとおり、既に導入している自治体等を見ますと、1時間閉鎖繰上げが多いというところ。それから、国の選挙、国政選挙、県の選挙もやっぱり同じく2時間繰上げしたほうが、選挙ごとに繰上げの時間が異なると選挙人が混乱するだろうということもありましたが、なるべく早めに選挙管理委員会で決めたことを周知して、混乱を防いでいきたいと思っております。

それから、一番大きい理由としましては、参議院選挙のときの投票日当日の投票状況を見ますと、午後7時から8時までは1%を切って、人数も五十数人でしたが、6時から7時のこの1時間の間は約5%、人数にしますと五百数十人いたことになります。その方たちへの影響等を考えますと、一気に2時間繰り上げますと、多少なり影響があるのではないか。その方たちが全て午後6時までにちゃんと投票していただければいいんですが、まず、最初のスタートの段階ではなるべく迷惑のかからないように、混乱を来さないように、とりあえず1時間繰上げでスタートしたいということを確認したところであります。

この取り決めは今後ずっといくわけではなくて、議員全員協議会のときもご説明いたしましたが、選挙執行の都度、選挙管理委員会の中で繰上げの時間等を決めていくことになりますので、未来永劫ずっとこのスタイルでいくわけではなくて、今後の投票状況であったり、近隣の市町村または県内の市町村の繰上げの状況等を見ながら、選挙の都度繰上げの時間を決定していくたいと考えてございます。

以上です。

平野委員長

選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長 (田中直喜君)	<p>では、松林委員のご質問がありましたけども、私からも、課長から答弁がありましたが、補足いたします。</p> <p>選挙管理委員会で数回にわたって検討をし、結論を出した。この方針を今後も続けていくわけではありません。選挙執行ごとに繰上げ事項を選挙管理委員会で決定することになります。今後の選挙の状況を踏まえつつ、他町村の動向を見ながら、引き続き検討を続けていきます。</p> <p>繰上げに際して大事なことは、公職選挙法に定めている、投票に支障を来さないと認められる場合であり、有権者の影響を考慮しながら判断していくご理解をお願いしたいと思います。</p>
平野委員長	松林委員。
松林義光委員	<p>選挙民は、私は2時間繰り上げても、そんなに難儀しないと思いますよ。</p> <p>合併する前に旧下田町では、選管委員長の出身部落ですけども、6時1分前に投票する人は必ずいました。ですから、その時間を決めますと、その時間に合わせて私は投票すると思います。だって、何が問題なんですか。労力は軽減される、投票立会人、12時間ですか、何時間ですか、8時まで。これは苦痛ですよ。幾らお金をもらっているか、私は分かりません。改革するのは、一発で改革したらどうですか。恐らく私は近い将来、この対策に、6時にすると思いますよ、今のは。総務課長、選挙管理委員長の話を聞いていると。</p>
	<p>五所川原、新聞に出ていました。次期市長から投票終了時間2時間繰り上げますと、五所川原でも明示しているんですよ。おいらせ町で、できないはずはないんです。何をそんなにちゅうちょしているんですか。私が言っているのはそんなに大きな問題ですか。私は、金は浮くし、職員の労力は減るし、いいことだと思って、今、質問をしていますよ。</p>
平野委員長	選管委員長、決断してやってくださいよ。
選挙管理委員会委員長 (田中直喜君)	<p>選挙管理委員長。</p> <p>では、松林委員の質問にお答えします。</p> <p>おっしゃるとおり、もっともな点もございますが、まずは選挙管理委員会で方針を決めた直近の町長選挙と町議会補欠選挙で対応してまいりたいと。結果を踏まえて、これからまた検討して、遅くなるかも分かりませんけれど</p>

	<p>も、また2時間へとか、シフトをするとか、考えたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
平野委員長	松林委員。
松林義光委員	<p>分かりました。</p> <p>選挙管理委員長、私の高校の後輩ですから、いじめる気はさらさらございません。どうか頑張ってください。お願いします。</p>
平野委員長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>西館委員。</p>
西館芳信委員	<p>西館です。</p> <p>主要成果の56ページ。ここは55ページから続く戸籍住民登録費の関連なんですが、ここの56ページの中段に、4のその他ということで「犯歴」とあります。この犯歴443件、照会に答えたということでしょうか。</p> <p>まず、ここで言う犯歴の定義は何ですかと。そして、この事務の取扱いの対応というのはどうなりますか。今、その照会をしているんだけれど、どこどこから来て、どのようにしてそれに答えてているとか。</p> <p>それから、あと、内部として、これの取扱いの、例えば規定だとか、要項だとか、そういうのを設けて今、当たっていますかということでお願いします。</p>
平野委員長	町民課長。
町民課長 (佐藤啓二君)	<p>西館委員から犯歴のことについて、犯歴の定義と事務の取扱いと内部の取扱いのことについて、ご質問をいただきました。</p> <p>犯歴の定義なんですけれども、有罪の裁判を受けた者ごとに有罪の確定裁判を受けた事実と、その裁判の執行状況等を把握するのが犯歴で、もうちょっと具体的に言いますと、罰金以上の刑に処する有罪の確定裁判を受けた者の犯歴事項ということになります。</p> <p>事務の取扱いですけれども、検察庁などから通知が来ますので、その通知をもとに名簿をつくっております。既決犯罪通知などがそれです。</p> <p>この犯歴事務は何のためにやっているかといいますと、2つほどあります、公職選挙法に定める選挙権、被選挙権の資格の通知と、それから、各種</p>

法令で定める欠格事由に関する調査照会への回答になっております。

内部の取扱いということなんですけれども、法的な根拠は、現在法律はない状態で事務をしております。根拠によっているところは、旧自治省が出した通達や、質疑回答によって事務を行っている状態であります。

事務のところなんですが、まず警察庁から通知が来たもので名簿をつくっておきます。それで、公選法に定める選挙権のところの資格に影響する分については、当町の選挙管理委員会と、ほかの市町村に現住所のある方の選挙管理委員会へ通知をするもの。それから、各法令で定める、特に資格のところで欠格事項に当たるのはありませんかというのを聞きますので、犯罪人名簿を見て、あればある、なければないということで回答しております。

以上です。

平野委員長

西館委員。

西館芳信委員

西館です。

今の説明でおおむね分かりました。対応はこういうことだよということで分かりました。既決犯罪通知書を検察庁から連絡してもらって受けたと。そして自分たちの犯罪人名簿等に載せながら、いろんな、必要な照会に対して答えていくということになるわけですけれど、罰金刑以上のものについてそうしているというニュアンスで今、聞きました。そこをちゃんとしたくて、私、質問しました。

それは後にして、じゃあ、私たちの町では要項とか、規定だとか、事務取扱については、特にそういうものは定めていないと、内部ですよ。そして外部については、例えば、全国連合戸籍事務の協議会とかって、恐らく係の人が何年に1回かぐらいは出ているかと思うんですけど、そこではどうも、今しゃべったように、大分古い通達が、そういうのも出たんですが、そこでは明治時代の法律を根拠にしているとか何とかと、ここがすごく疑わしいということで、個人情報の保護という観点からしては、極めてよろしくないのではないかという見解が出ています。そこで、非常に権威のあるところなんだけれども。

一番大事なのは、その法的根拠のもとで今度は、じゃあ、照会に答えてやるということで、本当に前科がある、罰金刑以上で、既決の確定した者について説明してやるんだったら、それは致し方ないだろうなと思うんだけど、じゃあ、罰金刑までいかない、例えば、逮捕歴があるんだよと。それから、不起訴だとか、起訴猶予で終わった、あるいは交通犯だとか、少年事件

	<p>だとか、こういう、いわゆる前歴ということにとどまることまでは、絶対、照会とか何とかはあるらしいんだけれど、そういうのには答えていないよねということを確認したいです。そこを1点お願ひします。</p>
平野委員長	<p>町民課長。</p>
町民課長 (佐藤啓二君)	<p>引き続きのご質問で、前歴に対する照会に答えていないかどうかということなんですが、直接答えると、前歴の照会には答えていないですが、付け加えますと、当町で持っている情報は、繰り返しますけれど、既決の犯罪の結果だけで、その後、効力がなくなれば名簿から消しますので、前歴は把握できない状態になっています。</p>
	<p>以上です。</p>
平野委員長	<p>西館委員。</p>
西館芳信委員	<p>西館です。</p> <p>一番確認したいところを確認させていただきました。ありがとうございます。</p>
	<p>もう1つ、教えてください。私、以前はそちらでいたんだけれど、こういうことについての決裁文書は上がってこなかっただし、また、所属長のところで、もうそれで回答して終わりということになっていたのかは分からないんだけど、もう1つ、捜査関係事項照会書って刑事訴訟法の中でのやつで、よく金融機関とか役場にもあるはずなんだけれど、私がいたときは全然1件もなかっただような気がしています、決裁文書として上がってきたのはね。</p>
	<p>そういうことに対して非常に今、世の中が厳しくなって、人権意識、果たして、これには別に答えなくてもいいだろうという、昔とは、10年、20年前とはもう全然この対応が違っていると思うなんだけれど、もし、ここ5年ぐらいでそういう照会、これが合っていますよということと、それに対する対応の基本姿勢はこうしていますということを、そういうことを聞かせてもらえればありがたいんですが。</p>
平野委員長	<p>町民課長。</p>
町民課長 (佐藤啓二君)	<p>犯歴事務の中にある捜査関係事項照会のご質問と、それにどういう対応をしているかというご質問と受け止めて、回答いたします。</p>

	<p>資料にあります令和6年度443件のうち、捜査関係事項照会書の件数は203件です。それで、お知らせるのはこの件数までであります、その捜査関係事項照会書の詳しい中身を教えてくださいという照会がもしあっても、存否回答はしないことで取り扱っています。要するに、「ないです」と言うと捜査されていないと分かってしまいますし、「開示しません」と言うと捜査されたというのが分かってしまいますので、それは回答しないようにしています。</p> <p>捜査関係事項照会に対してどう対応しているかと言いますと、基本的に発出元の機関と担当者の本人確認をした上で、何を根拠に出されているのか、刑事訴訟法なんですけれども、その根拠を確認した上で、担当者と補佐と私だけで決裁して、回答するようにしています。</p> <p>ということで、全部答えたと思っていましたけれども、以上で回答を終わります。</p>
平野委員長	昼食のため、13時30分まで休憩します。
	(休憩 午前11時57分)
平野委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。
	(再開 午後1時30分)
平野委員長	質疑ありませんか。
	檜山委員。
檜山忠委員	檜山です。
	主要施策の49ページの4目、洋光台団地分譲促進費325万4,000円が計上されておりますが、保全管理費として104万5,000円使われていますが、あとはどのようなものに使ったのでしょうか。
	あと、昨年販売はなかったということのようですねけれども、そうなんでしょうか。そして、残りは1区画ということになっているようですが、そこら辺の状況を教えていただけますか。
平野委員長	政策推進課長。

政策推進課長 (田中貴重君)	<p>お答えします。まず、洋光台の保全管理でございますけども、記してあるとおりでございます。特にその他、かかっておりません。それと、残りの分譲ですけれども、今、檜山委員がおっしゃった1区画でございます。</p> <p>洋光台分譲の委託費として、草刈りの委託、樹木・立木の伐採等で、下に書いてある105万円と、それと、ここには載っておりませんが、立木の伐採、去年18本伐採しております、主要施策のものに載っておりませんが、190万円かかっておりますので、そのトータルで325万4,000円ということでございます。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	檜山委員。
檜山忠委員	<p>それじゃあ、保全的にだけ使われていて、促進パンフレットとか、そういうのには一切使っていないということなのですか。それらが、販売するには一番重要だろうと思うのですけれども、どうなんですか。</p>
平野委員長	政策推進課長。
政策推進課長 (田中貴重君)	<p>今、檜山委員がおっしゃるとおり、確かに販売にはパンフレットとか教宣物、そういうものが必要ですけれども、昨年度についてはそういうものには経費は使っておりません。</p> <p>なので、1区画だけでありますので、使わなかったということではございますけども、いずれにしても、残りの1区画、販売できるような形で、今後も進めてまいりたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長 (委員席)	ほかにありませんか。
平野委員長	<p>なしと認め、第1款から第2款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第3款民生費から第4款衛生費までについての質疑を行います。</p> <p>決算書の74ページから95ページまで、主要施策の成果は60ページから91ページまでとなります。</p> <p>質疑、ありませんか。</p> <p>檜山委員。</p>

檜山忠委員	<p>檜山です。</p> <p>一般会計ですけれども、79ページの町老人クラブ補助金ということで104万幾らというのが補助されておりますけれども、今、老人クラブとしてはなかなか厳しい状況なんですね。これを見ると、県から94万7,000円ぐらい来ているということで、町としては46万円ぐらい出していただいているんですけれども、ただ、さっきも言ったように、老人クラブはみんな解散寸前のところまで来ているので、もう少し補助をして、元気づけていただきたいものと思うんで、そこら辺が何とかできないものか。</p> <p>ここを見ると不用額として、ここの欄には47万6,000円とかというのが出ているんですよね。そういう、もしできたら、その不用額的なのを使ってでもいいから、少し回してあげて、老人クラブを活気づかせていただきたいと、そう思うんですが、どんなもんでしょうか。</p>
平野委員長	<p>介護福祉課長。</p> <p>それでは、檜山委員のご質問にお答えいたします。</p> <p>老人クラブの補助金を、老人クラブの活性化のためにも増やしてほしいという内容だったと思うんですが、実情、今、17団体ほどあるということで、いろいろな活動をされている中で、基本額が4万円で、人数割りで500円という形で、会員数ということで、補助金をお出ししておりますが、その金額の増額については、今後、その団体の実情も捉えて、いろいろ聞いてみて、考えられるところは考えていきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>川口委員。</p>
川口弘治委員	<p>主要施策の成果の60ページの、戦没者援護、平和祈念祭、このことについて、ご遺族の方が高齢化で参加者が非常に少なくなったということもあって、来年からは、この平和祈念祭は行わないと、先般参拝したときに、そのようなお話があったのですが、来年度からはこれ自体はもうなくなる、また、そういった祈念祭という形ではなく、何か代わりに、町としてそのようなもの、供養される方は、そういう行事みたいなのは、計画予定はないということなのか、その辺お願いします。</p>

平野委員長	町民課長。
町民課長 (佐藤啓二君)	<p>主要施策の60ページの、戦没者援護の平和祈念祭、来年どのようになるかというご質問と受け止めて答弁いたします。</p> <p>町が主催してやる、今年の8月6日にやったような形式での平和祈念祭はもうやらないということで決まりました。</p> <p>今どのような状況かと言いますと、遺族会と相談をしておりまして、来年どのような形にしようかということで、アンケートにも書いてあったんすけれど、1つには、県の戦没者追悼式に人数を取りまとめて参加するか、県の戦没者追悼式はインターネットで配信していますので、それを町内のどこか施設を借りて、みんなで視聴するか、遺族会が主催して自由献花、時間を設けて、場所を設けて、その時間帯、自由に献花してくださいというスタイルにするかということで相談をしています。</p> <p>11月頃までに来年どうするかというのを内々に決めて、遺族会さんがやりたいと言った方法に合わせて、町で協力できる部分を、内容を整理して来年取り組んでいくところとしております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
平野委員長	ほかにございませんか。
(委員席)	＊＊「なしの声」＊＊
平野委員長	<p>なしと認め、第3款から第4款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第5款労働費から第7款商工費までについての質疑を行います。</p> <p>決算書の94ページから109ページまで、主要施策の成果は92ページから102ページとなります。</p> <p>質疑、ありませんか。</p> <p>西館委員。</p>
西館芳信委員	<p>西館です。</p> <p>決算書の100ページですが、一番下の……。</p>
平野委員長	西館委員、マイクお願いします。
西館芳信委員	農村環境改善センターの運営ということで、これは少し関連の質問になる

	<p>のかもしれませんけれど、実は、ちょこっとした用事で、今年の3月頃だったんだけれど、顔を出したときがあつたら、ちょうど改善グループの人たちが味噌玉をつくっていまして、それが、つくった後、いろいろ学校給食にも使用されるということで、なかなかのことをしているんだなと見てきました。</p> <p>そのとき聞いた話が、圧縮釜だかがうまくなくて、これはぜひ買い替えなければならないという話をして、ちょうど今頃予算に出てくるのかなと思ったけれど、補正予算には、ただ、環境の改善、施設だけのあれで、その部品というか、それ1つのものは何も出てこなかつたです。</p> <p>ですから、そのところをもし担当で要望が出てきているか、きていないか、もし出てきていたら、どうなつたのか、ちょこっと教えていただければ助かります。お願ひします。</p>
平野委員長	農林水産課長。
農林水産課長 (柏崎和紀君)	<p>それでは、農改センターの圧縮釜の件についてということでお答えしたいと思います。</p> <p>以前、壊れたということで応急処置的に今、直して使つてはいます。今年度、農村環境改善センター全体の長寿命化の検査をすることになって、今、取り組んでいるところです。その中で、その圧縮釜についても見ていただいて、どういった方法、買い替えなければならないのであればどれぐらいかかるかということで、それを判断して、できれば来年度予算で検討をしたいなということで、担当課では今、考えているところです。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長 (委員席)	<p>ほかにありませんか。</p> <p style="text-align: right;">＊＊「なし」の声＊＊</p>
平野委員長	<p>なしと認め、第5款から第7款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第8款土木費から第9款消防費までについての質疑を行います。</p> <p>決算書の108ページから121ページまで、主要施策の成果は103ページから114ページまでとなります。</p> <p>質疑、ありませんか。</p> <p>檜山委員。</p>

檜山忠委員	<p>檜山です。</p> <p>一般会計の111ページの、区分12委託料の中で、道路排水ポンプ保守管理委託料、五百何万円ということで載っていますけれども、これのどこを管理してもらっているのかどうかというのを教えていただきたい。</p> <p>それからもう1つが、115ページなんですけども、いちょう公園のトイレの建替工事費、三百何万円か、出ていますけれども、これら全部、いちょう公園のトイレについては、洋式便器に全部替わったんだということなんでしょうか。</p>
平野委員長	<p>地域整備課長。</p>
地域整備課長 (岡本啓一君)	<p>1つ目のご質問、道路排水ポンプ保守管理委託料の関係で、場所はどこかといったようなご質問でございました。</p> <p>具体的な場所については説明し難いんですけど、17か所、主要な排水路のところに町内17か所配置しております、そこを定期的に点検し、あるいは、その清掃をするための経費になっております。</p> <p>次に、いちょう公園のトイレ建替工事費、3,663万円かかったと決算書に記載しております。この関連で、いちょう公園のトイレの洋式化の状況についてご質問がございました。</p> <p>今回のいちょう公園のトイレ建替工事によりまして、いちょう公園はたしか、今、建て替えした洋光台団地に近いところのトイレ、それから女神像のところ、それから北側の自然公園的なところに1つ、それからもう1つ、サッカー場の近辺に1つといったようにトイレを配置してございますが、そちらについては、いずれも以前から洋式化になっておりましたので、今回の工事によりまして、おおむね洋式化になったものと考えております。</p> <p>ただし、いちょう公園体育館向かい側のトイレにつきましては、一部和式のものも残っていたかなと思っています。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	<p>檜山委員。</p>
檜山忠委員	<p>ポンプの件なんですけども、これは通常管理の、定期点検的な管理の委託なのでしょうか。</p> <p>というのは、間木地区に自動用水ポンプを取り付けてもらいました。あれは、最後のつなぎ込みは誰かがやらなければならないんですよね。土手を越</p>

して、奥入瀬川にホースを入れてあげるために、そういうのがあるんですけども、それらも含まれたその管理なんでしょうか。それまず1つ聞いておきたいと思いますけれども。

それから、いちょう公園が一段落したら、前にも話したんですけども、下田公園の白鳥管理小屋の脇の、あそこのトイレの洋式化を何とかやっていただきたいもんだなと思います。何回も言うようですが、白鳥が来る時期になると、特に子どもたちなり来るもんで、そうすると、洋式にばかり慣れている子どもたちが多いから、なかなか。障害者用の便器を使ってもらったりしているみたいで、それらを考えると、また、今はウォーキングとしても意外と、間木堤周辺のウォーキングの会場としては、他町村からもいろいろ来てくれる、それが多くなってきていますので、そこら辺を踏まえて、どうでしょうか。そこら考えてみてほしいと思いますが、いかがですか。

平野委員長

地域整備課長。

地域整備課長
(岡本啓一君)

1つ目のご質問、この間木地区に新設された排水ポンプの管理の関係でお答えいたします。

間木地区の、このたび新設しました排水ポンプについては、日常的な排水ではなくて、大雨洪水時に内水の氾濫防止のために、丘にたまつた排水を、台風のときにホースを奥入瀬川に渡して排水をする、そのときに稼働させるためのポンプでございます。そのときにかかる経費は、この8款の土木費とは別に、消防費に災害対策経費として、毎年一定ではなくて、対策をした都度経費をお支払いして、9款でお支払いするというような運用になっております。

以上です。

平野委員長

商工観光課長。

商工観光課長
(柏崎勝徳君)

それでは、檜山委員のご質問にお答えをいたします。

白鳥保護監視所のトイレの洋式化についてのご質問でございますが、たしか以前の一般質問においても同じような内容のご質問をいただいて、その際にも答弁をさせていただいておりましたけれども、そのときにも、順番としては、まだ今すぐに早急に対応をするというような答弁をしておりませんで、状況を見ながら対応をしていきたいというような答弁でございました。

理由としては、檜山委員もおっしゃっていたとおり、白鳥保護監視所に障

害者用のトイレがあって、それがまず洋式の便器が1つあるということ。それからあと、すぐ近くに白鳥の家がございまして、白鳥の家にも洋式便器があるということ。それからあと、白鳥保護監視所につきましては、冬期間にお客さんが多くなりますが、どちらかといえば冬期間に限定するような利用になるというような、この3つの理由を申し述べまして、そういう意味では、まだ早急にということではなく、その状況を見ながら対応をしていきたいというような答弁をしておりましたけれども、それにつきましては現在も状況は変わっておりませんので、同じような答弁になるということでござります。

以上です。

平野委員長

檜山委員。

檜山忠委員

大体分かりましたけれども、間木の貯水池のポンプなんですけれども、機械、設備の関係は定期的な点検もしてもらっているんでしょう、恐らく。そうでないと、つけたからそのまでいいんだという、それにはならないと思うんで、そこら辺、どうなっているか、もう一度確認してみてください。

それからトイレなんですけれども、何回も言うようですが、来年が国スポの年です。いろんな人が来ると思うそれもあるし、だから、できるだけ早めに何とか対応できるようにしていただきたいと、そう思います。

以上です。

平野委員長

ほかに。

小笠原委員。

小笠原伸也委員

3番です。

主要施策の111ページ、水槽付消防ポンプ自動車（百石第4分団）購入7,227万円とあります。111ページですね。これは5月号の『広報おいらせ』の表紙にして紹介されてあるところです。だから、町民の方は知っているでしょうけれど、購入費用は知らされていない。この7,227万円、この主要施策の中で、青森みちのく銀行から7,190万円だったかな。ほぼ同じ金額ですね、青森みちのく銀行から借りているわけですね、これ。年利率が1.142ということで、これ、1年間借りると70、80万円になってしまふということになるんですが、そのところ、町の財政はどうなるのかなと危惧するんですが、いかがでしょうか。

平野委員長	まちづくり防災課長。
まちづくり防災課長 (久保田優治君)	<p>まず、主要施策の111ページの水槽付ポンプ自動車の金額、高かったということですけども、現在、緊防災という、緊急防災・減災対策事業債という、交付税措置等も含めて充当率も100%ということで、非常に有利な財源ということで活用させていただいているので、充当率が100%なので、ほぼ同額を起債で賄っているということで、財政的にお願いしているところです。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	財政管財課長。
財政管財課長 (田中淳也君)	<p>まちづくり防災課長で財源等説明しましたけれども、補足をいたします。緊急防災・減災事業債というのは100%借りられるというのもあるんですが、そのうちの償還費の70%交付税措置があります。ですので、実質町が負担するのは3割ということで、有利な財源を使っているということでご理解をいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	小笠原委員。
小笠原伸也委員	<p>町の実際の負担、持ち出し分は3割だということで、これは近隣の市町村と比べて、おいらせ町の、いかがなものなんですかね。身の丈に合っている購入をしているのか。</p> <p>多いとか少ないとかって、実際これどうなっているのかお聞きしたいんですが、具体的に六戸町何台とかって、もしお分かりであれば教えていただきたいのですが。</p>
平野委員長	まちづくり防災課長。
まちづくり防災課長 (久保田優治君)	近隣の状況ですけども、広域事務組合と、常備と非常備の関係が全く近隣とうちは違う状況ですので、やっぱり広域的な観点も含めて、町の施策ということで、消防団に対するものについては、町の考え方でやっているので、近隣の市町村とは消防の状況が違いますので、一概に言えないと思います。

	<p>六戸町の場合は、たまたま分かるんですけど、同じ消防団の連合観閲式をやっている関係で、9台車両があるということで聞いてますが、こういうタンク車は装備していないということで、十和田広域さんはそういう装備はないということで聞いております。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	澤上委員。
澤上訓委員	<p>私は107ページ、公園管理費の中の委託料、町内会の関係で委託している、この公園の委託費なんすけれども、今年度、令和7年度から公園管理費の内容が若干変わってきたと。それによって、今までいただいていた管理費で賄っていた芝刈り、あるいはトイレ清掃等々含めて、今年度のこの条件からいくと、マイナス3万1,000円になってしまったというような話を聞いたんですよ。</p>
	<p>その辺、私もあやふやなところがあるんで、ちょっと内容を教えていただけませんか。</p>
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (岡本啓一君)	<p>お答えします。</p> <p>公園管理の施設管理委託料、115ページの上から3行目に6,900万円ほど計上しております。この委託料にも業者に委託する部分だとか、今、委員がご質問なさった町内会に委託する部分だとか、いろんなものがここに計上されております。内、見直しした部分というのが、町内会に委託しております、各地区にある比較的小規模の児童公園の管理委託料について、今年度から見直しを行いました。</p>
	<p>その見直しの内容というのが、例えば、旧百石地区でありますと年額6万円で、この中で草刈りと、それからトイレがあるところについてはトイレ清掃をやってくださいというお願いをしております。</p>
	<p>対して下田地区につきましては、面積当たり単価に、さらにトイレがあるところかと思うんですけども、光熱水費について、その分の経費をお渡しするので、町内会で払ってくださいと、トイレの清掃もお願いしますといったような内容で、金額についても大きな差がございました。</p>
	<p>百石地区については一律6万円、旧下田地区については4万円から8万円。でも大体は10万円以上のところが4団体、20万円を超えるところが</p>

2団体ありました。必要経費も上がっておりましたし、町内会の担い手確保も大変だということで、百石地区から見直しをお願いできなかつたようなこともされておりました。

合併以来1回も見直ししていなかつたということもありまして、こういった委託料の格差についても統一しようといつたようなことを考えまして、今年度から面積当たりの単価ということで、統一をしようという見直しを行つたものでございます。

結果として多くの、例えば、百石地区の町内会にしては委託料が上がりましたし、下田地区においてもほとんど委託料上がつたものでございましたけれども、下がつた部分があるというのが、こちらで計算していた光熱水費の見込みを、町内会で払つてくださいとして渡していたものを、今回統一するに当たつて、光熱水費の支払いを町内会ではなくて、町から支払うことにしてたんですね。そうでないと、頼み方が公平でなくなりますので、そういった契約の部分を整理して、そういった上で、今まで光熱水費を払つてくださいとして渡していたお金は払いませんよとした結果、今までより安くなつてしまつたといつたようなことでございます。そういうところについては、金額が下がつてしまつたといつたようなところがございました。

その後、そういった下がつたという町内会から1つご指摘をいただいたのが、こちらで見込んでいた光熱水費と実際に支払つていたという光熱水費と結構大きな差がありました。例えば、こちらで15万円ほど見込んでいたのが、極端な話ですけど、実際は5万円ほどしかかかつていなかつたと。そうしますと、逆ざやが発生して、その分を光熱費でなくて違う経費に充てて、公園管理に活用してくださつていたといつたような部分がありました。

ただ、この金額が下がつてしまつたことによつて、公園管理に支障がありますといつたような訴えをいただいておりました。

経緯については以上です。

平野委員長

澤上委員。

澤上訓委員

ありがとうございます。何となく見えてきたというか、分かってきたような気がいたします。

ただ、計算上マイナス3万1,000円になつてしまつてゐるという、町内会にとってみれば、3万1,000円が、3年、4年すれば10万を超えてしまうといつたような状況なので、なるべく段階的にその辺のところを考慮してもらえないものなのかなというようなことを、まずお聞きしたいなと思

	っておりました。
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (岡本啓一君)	<p>お答えします。</p> <p>町内会が引き受けてくださらないと、業者さんに頼むことになりますし、そうなりますと、結局は高上がりということになってしまいます。頼み方としては今、町内会が担っている状況がベストだと思いますので、町内会も受け入れられるような方法を考えていきたい。</p> <p>ただ、訴えた1つばかり措置するわけにもいきませんので、公平性を担保しつつ、対応の仕方というのをこれから考えていこうかなと思っています。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	澤上委員。
澤上訓委員	<p>分かりました。</p> <p>公平性というのは大事なことですので、今いきなりそういう負担が増えないように、徐々にできる方法を考案していただいて、何とかよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	川口委員。
川口弘治委員	<p>主要施策の103ページの委託料のところの、町道除草・側溝清掃委託、ここことをちょっとお聞きしたいと思います。</p> <p>毎年の予算が増えないのか、減っているのか、どういうあれなのか、そのところも状況としてお聞きしたいのと、町道ばかりではなくて、国道・県道、どこも草だらけで、何でこういう状態になっているかという、結構全国的な状況みたいです。</p> <p>以前にも私、指摘させてもらった、幅員が狭くなつて、道路が狭くなつて、要は歩行者に非常に危険な状態になつていると。実質、死亡事故も起きております。そういったことが、なかなか予算が増えていかない、そのような仕組みになっているのか、まずそのところをお聞きしたいと思います。</p> <p>あと、次の104ページの、道路維持保守材料購入費、この中のアスファルト合材。これは低温合材の購入なんでしょうか。それは、地域整備課の職</p>

	<p>員の方が行って穴埋めをしている、それに使う材料費なのか、その辺お願ひいたします。</p>
平野委員長	<p>地域整備課長。</p>
地域整備課長 (岡本啓一君)	<p>1つ目の町道除草・側溝清掃委託のこととよろしかったでしょうか。</p>
	<p>町道側溝清掃委託につきまして、750万円ほど掲載しております。業者委託なので委託料なんですけれども、こちらの頼む先が、主にはシルバー人材センターに670万円ほど、残りがこの80万円ほど、町内会にパートナーシップ除草作業委託として出しております。</p>
	<p>予算については大体いつもこのとおりで、大きく増えてはいないかと思います。シルバー人材センターの単価が上がった分だけ、少しづつ上がっているのかなと思っています。</p>
	<p>最近特に、委員ご指摘のとおり、草の伸びも、今のこの気象の関係からとても速いように思います。なるべく通行の支障にならないように、パトロールをしながら対応しているものかと思いますけれども、どうしても手の回らないところもあるかと思います。できれば、ご指摘いただければ、現場を確認して対応できるようにしていきたいなと思いますので、引き続き情報の提供等お願いできればなと思っております。</p>
	<p>それからもう1つ、道路維持補修材料購入費1,000万円あまりについてご説明いたします。</p>
	<p>計上しているのが1,000万円あまりですけれども、今、委員がご指摘なさった、職員が使うアスファルト合材、常温合材については、そのうち440万円ほど、それから運転技能員が砂利道の敷きならしに使う砂利の購入費が、およそ600万円ほどといったような内訳になっております。</p>
	<p>以上です。</p>
平野委員長	<p>川口委員。</p>
川口弘治委員	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>町道の除草については、草を刈って、当然草は伸びたら刈ればいい。程度によっては、やっぱり危険箇所という、そういう場所という、要は盛り上がっているんですね。土が盛り上がって幅員を、その上に草が結局は伸びているもんですから、そうすると、道路幅そのものが、土が盛り上がった段階で狭くなっていると。それを上っぱらだけを刈っても、結局は草との戦いで</p>

	<p>すから、そういう箇所も歩行者にとって非常に危険な場所とかという、そういうものの見方も、パトロールしているときに、私も気がついたら、その辺はご指摘させていただきます。</p> <p>2点目が、このアスファルト合材、職員が購入している分で400万円ほどあると言っていましたが、毎回いつも指摘させてもらってあれですが、職員の皆さんが道路で安全策等の対策をとらないで、たまたま私がそれを目撲して、安全管理には十分気をつけてくださいねというお願いをしておりますけれど、年間それぐらいの合材を使うとなれば、相当な、職員の日常の業務が大体想像される気がしますが、回数が多いとリスクが重なりますので、安全リスクそのものの対策は、くれぐれも職員の安全を守るためにも、そういったことの作業手順等を適切に作成して、事故が起こらないように、ひとつよろしくお願いしたいと思います。</p>	
平野委員長	地域整備課長。	
地域整備課長 (岡本啓一君)	<p>川口委員には以前の議会でもご指摘いただきまして、こちらとしても何ら対策がなかったなということを反省し、安全装備品も若干買ったりもしていましたけれども、やはり、いまいち不徹底な部分もあるかもしれませんので、課に持ち帰って、安全な業務といったような観点で、もう一度この課内で、もんでみたいなと思います。</p> <p>ご指摘ありがとうございます。</p>	
平野委員長	ほかにございませんか。	
(委員席)	＊＊「なし」の声＊＊	
平野委員長	<p>なしと認め、第8款から第9款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第10款教育費から第13款予備費までについての質疑を行います。</p> <p>決算書の120ページから143ページまで、主要施策の成果は115ページから140ページまでとなります。</p> <p>質疑、ありませんか。</p> <p>檜山委員。</p>	
檜山忠委員	<p>檜山です。</p> <p>会計の127ページなんですか、工事請負費関係、木内々小学校の</p>	

周辺整備等の工事費 29万7,000円かな、出ています。それから、不用額としてこここの欄の中で 1,800万円が出ていますけれども、そこでちょっとお聞きしたいんですが、木内々小学校にプールがありますよね。プールがそのままの状態であります。実際、あそこを片づけて、全部広く使えるようになれば、何か行事があったときにグラウンドに車を停めなければならぬとかいうようなことも、それらもなくなるんではないかなと思うので、あれを壊して、駐車場だったら駐車場にする、その考えがないかどうか、それをまず 1つ聞いておきます。

それから、141ページなんですけれども、これも工事請負の関係なのかな。区分 14 の下田公園のことなんですが、テニスコートの解体工事費ということで、これは工事が終わりました。しかし、その工事の終わった後、駐車場にするということでの話になっていましたけれども、今、まだそのまま工事が終わったままの状態で更地になっていますが、将来をどう考えているのか、それをまず聞きたいということ。

それからもう 1 つ、主要施策の 129 ページなんですけれども、先ほどから阿光坊古墳館のことをいろいろ話してきましたが、この事業内容を見ると、決算額が一千七百何万ということがかかっているんですよね。先ほどから収入の関係をいろいろ質問したりなんかしましたけれども、あの収入のそれでは、どうにもこれ、1,700万円からかかるやつを、賄い切れるわけがないと思うんですね。

ということになると、町の何か資金を持ち出して、それに充てなければならぬことになると思うのですが、このままでは、経営が成り立っていくのかなということも考えますんで、これ、課長がいろいろ、ああしたい、こうしたいという話を言ってくれました。それはそれでいいと思います。

しかし、町内だけに向かってのそれでは、最高に上げても 100 万円も上げられればいいほうかなと思うわけですよ。だから広く、もっともっと広く全国に発信するようなことを考えて、これからやっていかないといけないんではないかなと思うんで、その辺、しっかりとした見直しをかけてやっていただきたいと思うのですが、いかがなもんでしょうか。

平野委員長

学務課長。

学務課長
(福田輝雄君)

私からは、木内々小学校のプールの解体の件でご説明させていただきたいと思います。

木内々小学校だけではなくて、下田小学校も、もうプールが老朽化したと

いうことで、使用を禁止したまま、そのまま解体しないであるものになっております。

今年度につきましては、木ノ下小学校も老朽化に伴って今年度から使用しないということで、町内 3 つ、解体していかなければならないプールがありますけれども、基本的に財源がなかなか見つからないということと、あと、今、木ノ下中学校の講堂改築工事、今年度建設で、来年度解体整備、外構工事ありますので、その 8 年度を終えてから令和 9 年度以降、財源をどういう形で確保するか等も含めて検討をしながら、少し先にはなるんですけれども、木内々小学校が先なのか、下田小学校が先なのか、一緒になるかは何んとも言えないのですが、令和 9 年度以降から取り組んでいきたいということで、財政と協議しているところとなっておりました。

以上です。

平野委員長

社会教育・体育課長。

社会教育・体育課長

(三村俊介君)

それではお答えします。

まず 1 点目の下田公園のテニスコート解体後の件ということで、駐車場にする予定だったはずだけれどもという話だったんですが、議会の中で、下田公園のテニスコート解体後は更地になっているんですけれども、駐車場として整備するのではなくて、更地、草刈りをしながら維持していくこと。それで、徐々に公園に戻していくという形でいきたいという答弁をしております。

駐車場ということですと、やはりそれなりの整備費、あるいは下田公園には、あそこと言いますか、ふるさとの森とか、中央にでも、いろんな駐車場がありますので、駐車場自体は充足されているという考え方が、いろいろとそういう話もあって、今現在、更地にしているとおり、今後も草刈りをしながら公園に戻していくという方針でいきたいと思っております。

次に、阿光坊古墳館の件だったんですけれども、管理費ですね。決算額、主要施策の 129 ページのところですが、1,752 万 9,000 円という金額がかかっているということで、収入が非常に少ないので、この辺の部分でご指摘がありました。それ以外に、町内だけではなくて、もっと発信していくべきではないかというご要望がございました。

まず、こちらの維持管理費、決算額 1,752 万 9,000 円の中には、阿光坊古墳館の施設管理業務委託料 890 万円程度と、それ以外に職員の人物費ですね。そちらも全部含まれた形になっております。それで、この 1,

752万9,000円という金額になっておりまして、午前中もご指摘がありましたが、収入が非常に少ないということで、大体14万円。昨年度は8万8,000円で、その前の年も14万円ぐらいで推移しているということでした。

一応、遡って調べてみたら、阿光坊古墳館の入館者は大体2,000人から2,500人ぐらいで来ています。収入も同じぐらいの金額で来ておりまして、入る全ての方から入館料をもらうということではなく、当然減免の方もいらっしゃいますので、そういった意味で、古墳館自体は、確かに観光施設のようなものではなくて、やっぱり古墳群の価値とか、そういったものを伝える、展示する施設、あと学習する施設というコンセプトで行っておりますので、当面はそういう形で。

今、町外もというお話もありましたけれども、町外に対しても発信する手段が様々ございますので、そちらのいろいろなツールを使って、今後もいろいろな方面からアイデアをいただきながら情報発信に努めて、さらには古墳館の活用、古墳群の活用にも努めていきたいと思っております。

以上です。

平野委員長

檜山委員。

檜山忠委員

分かりました。

木内々小学校のプールに関してのことについては、大体そういう計画があるんであれば、それをやっぱり明示するようにして、安心させてあげたほうがいいんじゃないかなと思うんですね。いつになったら、これどうなるんだろうということばかりでは、町民も父兄も納得しないと思いますので、それをよろしくお願いします。

それから、下田公園のあれを、芝生のそれに戻すというのであれば、今の状態では戻るには相当、何年もかかるんではないですか。あと、種か何かまして、それこそ早く芝が生えるようなそれにするとか、そういうことをしないと、あれはなかなか戻らないと思います。できればそうやって、芝生ができるのであれば、専用のグラウンドゴルフ場とか、そういうのにも使えるとは思います。分かりました。

あと、古墳館の関係は、いろいろ教育面とかそういうのに使うんだ、そういうのに経費がかかるぐらいは、別に町としては負担はないんだよというような考えであればいいんですけども、そうではなくて、建物を維持していくためには、やっぱりそれなりの収入があったほうが財政的にも大変楽だろ

うと思うし、そこら辺を考えながらやっぱりやっていただきたいと、そう思います。

以上で終わります。

平野委員長

ほかにありませんか。

小笠原委員。

小笠原伸也委員

3番小笠原です。

主要な施策の134ページ、町民交流センター、これは様々な点検をされているようです。天井に雨漏りがあるのかどうかお聞きしたいのと、136ページ、学校給食。この関係で、給食の食材とか云々いっぱいしているんですが、今、出たばかりの広報9月号ですから、皆さんよく見ているかと思いますけど、この広報の「地元食材でおいしい給食！」木ノ下小学校、6月16日のようですが、「地産地消給食」と、こうあるんですね。

そこでちょっとお聞きしたいのは、木ノ下小学校、おいらせ町産の食材の割合はいかほどか。パーセントでもいいですけど、何グラムでもいいです、カロリーでもいいですが、おいらせ町産の食材をどのぐらい使って「地産地消」と呼んでいるのか。

それから、これにかかった経費、去年プラス200円とかとおっしゃっていましたけれども、200円なのかどうか。

それから、この木ノ下小学校の学校給食ですけども、6月16日、文章が細かく載っていて分かりやすいんですけども、「県産ホタテの入ったグラタンや野菜たっぷりのスープ」とあって、「どれもおいしくて最高！」「おかわりしました！」とあるんですが、これ、大体の生徒さんは完食したのか。完食したのであれば、普段はこれ、給食、どうなっているのかなと。足りないのかなと思ったりしているんですけど、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

平野委員長

教育長。

教育長

学務から、まずお答えをいたします。

(松林義一君)

給食に関わってですけれども、広報に載っているのは、よくご存じだと思うんですが、学校から希望をとって、そして、手を挙げた学校に対して行っている事業であります。5小学校全てやっております。それから、1つの中学校もやっているということです。

	<p>それにかかる経費ですが、普段の給食費プラス1人当たり200円を保護者から負担をしてもらってやっているところであります。そして、地元食材とは言いながら、青森県全体に広げた考え方でやっているということを栄養教諭、栄養士から確認はしております。</p> <p>地元食材については課長から、もしあれば。</p>
平野委員長	学務課長。
学務課長 (福田輝雄君)	<p>補足させていただきます。</p> <p>その部分、センターから確認していなかったので、詳しいところまでお答えできませんので、大変申し訳ございません。</p> <p>一応、教育長が言ったように、地産地消給食という形の言葉を使いながら、普段の給食とはプラスアルファでメニューを提供しているということで、今、教育長からは保護者からいただいてということだったんですけども、別徴収というよりも、学校のやり方なんですが、学級費の中の部分で補っているということでは聞いております。</p> <p>最後の完食した部分のお話なんですけれども、多分「おいしくて完食しましたよ」という感想をいただいているかと思います。給食に関しましては、やはり子どもたちの嗜好に合うものが合えば、やはり子どもたちは「おいしい、おいしい」ということで、完食に向かうのかなと。逆に、嫌いな食材が出たりとかすると、やっぱりなかなか手がつかないのかなという感じでは思っております。</p> <p>量の部分についても、今回の地産地消の部分については、先ほど言ったように、普段の給食プラスアルファなので、ある程度、量の多い形にはなっているのかなと思っております。多分、残食もないということの感想となっているかと思いますので、全ての給食がそういう形になれればいいのかもしれませんけども、定期的に行うような形で、そういう部分で、おいしいものが出来る日ということでの楽しみになっていたければいいのかなという形では思っています。それを本当にして、給食、要は食に关心を持っていただいたイベントになっているかなということで理解はしております。</p> <p>あと、町の食材、何が入っていたかというのは、私も手元に今、その資料がないのでちょっと言えないのですけれども、6月であれば大根、人参、キヤベツ等の野菜がとれる時期なので、そのところは使わせていただいているのかなという部分と、あと、教育長が言ったみたいに、地産地消の範囲なんですけれども、やはり、おいらせ町産というより、青森県産という趣旨が</p>

	<p>強いところがありますので、そのところはご理解いただければと思います。</p>
平野委員長	<p>社会教育・体育課長。</p>
(三村俊介君)	<p>社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p> <p>それでは、町民交流センターの雨漏りの件ですね、そちらのご質問をいたしましたので、お答えしたいと思います。</p>
	<p>まず、町民交流センターの雨漏りの場所ですけれども、ちょうど1階から2階に向かう階段が、トレーニングセンター側の階段ですね。そちらの階段の途中の上方部から雨漏りが発生しているというのは確認しております。</p>
	<p>原因については現在調査中なんですけれども、やはり構造上、どうしてもそこは雨漏り、例えば強い雨とか、あとは雪もそうですが、そういった水がたまれば、いろいろな方面から水が集まってきて、雨漏りが発生するというのは、そこだけではなくて過去にも起ったことはございます。</p>
	<p>その雨漏りの対応ということで、今現在、貼り紙をして、「雨漏りをしているので注意してください」ということと、あと、来年度大規模改修ということで、外壁の塗装とかいろいろやる予定となっておりますので、その際に、この漏水対策工事も併せて行いたいと思っております。</p>
	<p>ただ、原因がつかめておりませんで、今年度、雨漏りの原因を特定するための調査もできれば、その調査の結果を受けて来年度工事という形で持つていけばと思っております。とりあえずはそういう状況です。</p>
	<p>さつき管理費のお話も、いろいろ管理費が、委託料ですか、あるというお話で、その委託料は、この雨漏りはまた別で、こちらの委託料の中に入っておりませんで、別で対応していくということでございます。</p>
	<p>以上です。</p>
平野委員長	<p>小笠原委員。</p>
小笠原伸也委員	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>まず町民交流センターですけど、大きな行事が控えているわけですよね。今年もうちょっとすると町合併の20周年記念行事とか、多分やるんだと思うんですよ。そのときに近隣の首長さんとか、様々な他市町村の議員の人とかが来るんだと思うんですよね。そういったときに、あの雨漏りをしている中、貼り紙をしてとか、バケツとかで対応をしているようなところ、ちょっとこれはまずいんじゃないかと思っておるんですよ。早く直せないもんでし</p>

ようか。早く対応をお願いしたいと思って、町民交流センターは終わりにしたいと思います。

あと、学校給食ですけれど、これは地産地消食とうたっているからには、できるだけこの1日だけの給食、結局、通常350円の給食に200円足して、つまり550円かかっていて、全体で言えば、金額的に1.5倍の量になっているんではないかと思うんですよ。その1.5倍の量で完食しているということは、普段1倍の給食であれば、これ、本当に足りるのかなと、足りないんではないかなとなってくると思うんですよ。だから、おいしい給食というのは分かるんだけれど、そこはちょっと心配しているんですが、普段の給食が足りないんではないかと、1.5倍の給食を食べているのであれば。

それから、このときだけでも地産地消とうたうからには、おいらせ町産の食材をやっぱり使って、農家のひととか、町の関係しているところを少しでも助けるような、そういった動きを見せるべきかなと。ホタテももちろん、青森県全体だから、考えればいいのかもしれないですが、何かそこを。このときだけでもおいらせ町産の食材を活用してほしいと、思っておるんですが、いかがでしょうか。

平野委員長

教育長。

教育長

(松林義一君)

お答えをいたします。

まず、例えば350円プラス例えば200円として、その次に1.5倍という、量が1.5倍というのは金額が少し高めになりますので、量がそのまま1.5倍になるわけではないということの確認の上、お話をさせていただきますが、できるだけ子どもたちの要望を聞きながら、子どもたちが好きそうなメニューでこの日はやれますので、ですから、食が進むということで、残食が少ない傾向はあると考えております。ですから、この日はちょっと特別だと考えていただければなと思っております。

プラス、普段もそういうことができないのかというようなことのお尋ねでしたけれども、栄養士・栄養教諭は、普段もできるだけ残食のないようなメニューを努力してつくってもらっていると思っております。当然、栄養士・栄養教諭は専門職であります。もし仮に残食が多くなると、自分たちの専門職としてのプライドに傷がつきますから、これは私たちがうるさく言わなくても、日頃から残食の様子を調べた上で、何とか対策を組んでいるということは間違いないであります。ただ、なかなか限られた金額でもあります。

	<p>それから、先日来から話をしているのは、やっぱり給食というのは3食分の1と考えてもらわないと、なかなか苦しいところもありますので、朝食も食べる、夕食もきちんと食べる、その上での昼食と考えていただければなと。保護者の方々にもそういうお願いをしていかなければならないかなと。いずれにしても、委員お話しのように、努力は続けていきたいなと思っておりますので、少し長い目で見ていただければなと思っております。</p> <p>なお、付け加えますと、今、残食を減らすために厳しく子どもたちに食べさせる、これは避けるようにしております。これによって不登校になるケースもないわけではないので。ですから、そのところはちょっと先生方に、あるいは校長先生たちを通して、そういう事態にならないようにというお願いはしておりますので、そのことも付け加えておきます。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	ほかにありませんか。
(委員席)	＊＊「なしの声」＊＊
平野委員長	<p>なしと認め、第10款から第13款までについての質疑を終わります。</p> <p>以上で、歳出についての質疑を終わります。</p> <p>次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についての質疑を行います。</p> <p>決算書の145ページから151ページまでとなります。</p> <p>質疑、ありませんか。</p> <p>榎山委員。</p>
榎山忠委員	<p>最後の質問になります。</p> <p>150ページなんですけども、物品のところに大型特殊自動車ということで、鳴り物入りでロータリー除雪車を購入したわけですよね。ロータリー車は、除雪にはもちろんメインとなるわけなんですが、除草もできるということで、去年は道路の脇のあれを除草して歩いていたと見ていましたけれども、今年は1回も見ないんですが、除草には使っていませんか。どうなんですか。</p>
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長	ロータリー除雪車について、うちの所管ですので、答弁申し上げます。

(岡本啓一君)	<p>ロータリー除雪車、除雪車ではありますが、ご指摘のとおり、降雪も少なく、主に活躍する場面は路肩の草刈りに使われることが大変多いと運転手からは聞いております。</p> <p>ただ、今年まだ見かけていないようですがという話ではあるんですけれども、作業自体はやっているものと思っております。たまたま見かけなかっただけなのかなと思っておりますが、ただ、除草について、そのせいで除草がされていないだとか、そういう部分に支障があるということであれば、ぜひともお知らせいただければなと思います。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	西館委員。
西館芳信委員	<p>西館です。</p> <p>決算書の151ページ、本当の最後ですね。ここ、お願ひいたします。</p> <p>基金の中での質問をさせていただきます。今まで聞いた中での財政状況、健全化の指標だとか、そういうのを見て、中でも経常収支の比率、これはたしか、町財政の見込みということで、令和2年だかに出した10年の見込みということの、大体あのラインに沿っているのかなとも思いますし、問題ないんだけど、この一番上の財政調整基金ですね。これに関して、ここでは19億円なんて出ていますし、昨日は終わり際に、今年度は16億9,800万円だか、17億9,800万円、そういう数字が出てきました。</p> <p>町としては、これ、例えば、何でこうして積み立てるかと申しますと、まず、普通は防災だとか、それから、その時々のいろいろな需要の変化ということで、近年、特に災害に関しましては、いろいろ敏感になってきており、それなりの質の整ったものをいざとなればそろえなければならないことがあります。</p> <p>それから、どんどん物価が上がってき、いろいろなもので金額的に目減りするということになれば、それなりの数字のものをそろえなければならないと思うんだけど、これが19億円とか16億円となれば、普通は標準財政規模からして、その20%ぐらいがちょうどいいんじゃないかなということを言わわれていますけれど、町としてはその辺のところをどう考えますか。</p> <p>わが町としては、この財政調整基金は大体これぐらいでいいんだろうという額を教えてほしいですし、今、この19億円とかそういう数字になったら、国だとかに「なんだ、ちょっとため過ぎでないか」と注意されたりする恐れはないんですかね。その辺のところを。</p>

	<p>それから、もう1つは、この下の東日本大震災の復興推進基金、これは、ほかに災害のものはこれだけですよね。そうするとこれは、もし何かあったら、災害があっても、財政調整基金でやりくりするかと思うんだけど、この東日本は、これは東日本だけですか。もしこれから何かあったとき流用するという言葉が妥当かどうか分からんだけれども、持ち出して、災害のたびに使えるもんですか。</p> <p>この2点をお願いします。</p>
平野委員長	財政管財課長。
財政管財課長 (田中淳也君)	<p>それでは、財政調整基金についてお答えをいたします。</p> <p>まず、基金の残高が19億円ぐらいあるということで、先般の補正予算の際には16億幾らという説明をしましたが、現在、繰入が約2億1,000万円ほどありますので、それらを差し引くと、その16億幾らになります。</p> <p>追加で説明しますと、今回決算を認定していただきますと、2億円を財政調整基金に繰入というか、積立しますので、2億円増えるということになりますので、それを含めると、大体今の財産の調書と同じぐらいの金額になります。19億円ちょっとになります。</p> <p>幾らあればいいのかという話になりますけども、最低限の話をしますと、予算編成上だけで言いますと、大体年間、財政調整基金の繰入を当初予算で入れるときは4億円、5億円と入っていきます。年度が次の年も出てきますので、そういった意味でいくと、最低10億円は必要かなと。それにプラス、先ほどあった災害とか、様々不測の事態がありますので、それらも含めると15億円から20億円ぐらいあれば安心かなというあたりでは考えております。</p> <p>その財調が増えていることに関してですけれども、増え過ぎたというのもあって、新庁舎の建設等も踏まえて、2年前にはこれらの財源を使って5億円を公共施設整備金にも積立をして、財調を減らしているというところもありますので、総合的に考えながら基金の運用をしているということでご理解をいただきたいと思います。</p> <p>それから、ため過ぎて国に注意されないかということで言われたのですが、以前は、20年、30年前は積んでいると、積み立て過ぎだと、使いなさいという時代があったようでございますけれども、今はそういうことがありませんので、そこも、今はそういうことはないということで理解いただきたいと思います。</p>

	<p>それから、東日本大震災の基金ですけれども、残額がほとんどありませんが、今現在は備蓄備品等に充当をして使っていて、今ほとんど残金がないということですけれども、それらについては、今後も必要があれば財調、予算編成の中で予算措置をして、災害対策にも使っていくと。財源としては財調が入るということもありますけれど、別な財源が入る可能性もあります。</p> <p>東日本大震災で積んだ基金なのでこういう名前になっていますけれども、災害対策ということで使いますので。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	ほかにございませんか。
(委員席)	＊＊「なしの声」＊＊
平野委員長	<p>なしと認め、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、認定第1号の質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
(委員席)	＊＊「なしの声」＊＊
平野委員長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>本案は原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p>
(委員席)	＊＊「なしの声」＊＊
平野委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第1号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決定しました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本特別委員会における付託認定審査については、ただいま審査している認定第1号、令和6年度おいらせ町一般会計決算までとし、明日は認定第2号、令和6年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてからの審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
(委員席)	＊＊「なしの声」＊＊

平野委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本特別委員会の付託認定の審査は、明日行うことに決定いたしました。</p> <p>これで本日の会議を閉じます。</p> <p>本日の決算特別委員会は、これで延会といたします。</p> <p>明日、引き続き 10 時から開催をいたします。</p> <p style="text-align: right;">(延会時刻 午後 2 時 50 分)</p>
事務局長 (小向正志君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。